午前　９時３０分開会

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君）　皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和７年第１回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、地域経済にとって厳しい一年となり、特に基幹産業でもある農業につきましては、資材や燃料の高騰、農産物の価格の低迷など、農業をはじめとする多くの事業者が困難な状況に直面し、雇用や生計に大きな影響を及ぼしました。

議会といたしましても、地域経済の振興に向けた施策や支援策について慎重に議論を進めていたいと考えております。

さて、今定例会は予算議会とも言うべき、令和７年度の昭和村の諸施策を展開する上で、根拠となる条例や予算等、審議していただく大変重要な議会であります。村長から詳細な説明がなされると思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため慎重審議をいただきますようお願いいたします。

本村の令和７年度一般会計予算案では、50億5,700万円と、対前年度比７％の増額予算であります。また、特別会計予算を含めた予算では、72億947万円であります。

これらは、今定例会の議案にもあります第６次総合計画基本構想・前期基本計画に沿った事業展開、人口減少対策に重点を置き、子育て支援や定住促進、住民の生活を守り、農業を柱とした産業振興の施策などであります。

この方針により進めてまいるわけですが、私たちを取り巻く環境は、物価高や予期せぬ自然災害など日々変化し、想像もつかないことが巻き起こってきます。皆で知恵を出し合い、協力し合って乗り越えていきたいと考えております。

続いて、諸般の報告を申し上げます。

閉会中は、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

１月８日は、群馬県議会新春交流会が県庁で開催され、県議会議員及び県幹部職員と意

見交換をしてまいりました。

１月11日は、昭和村消防団の出初め式、翌12日には、第３回目となるはたちの記念式典、13日には、新年賀詞交歓会が行われました。

１月17日には、県町村議会議長会理事会が行われ、定期総会について協議してまいりました。

１月19日には、昭和村柔道大会、剣道大会が行われ、寒稽古や日頃の練習の成果を拝見いたしました。

１月25日には、わたしと家族作文発表会が開催され、改めて家族に感謝する機会となりました。

２月８日は、30回目となる記念のウインターフェスティバルが開催され、大雪の中での花火の打ち上げとなりました。開催に当たり、運営にご尽力をいただきましたスタッフやボランティアの皆様に心から敬意を表します。

２月15日には、第30回昭和村生涯学習大会が開催され、南小学校のいじめ防止活動の取組発表や競泳の池江璃花子選手の母池江美由紀氏の講演を聞いてまいりました。

さて、今回の定例会には、条例改正７件、補正予算６件、令和７年度予算６件、その他６件、合計25件が村長から提出されております。議員各位におかれましては、慎重審議の上、円満な中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣言

○議長（永井一行君）　ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和７年第１回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君）　村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和７年第１回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集をいただき開会できますことに、まずもって御礼申し上げます。

さて、令和６年度も年度末になりましたが、どの自治体でも新年度予算の成立に向けて大詰めを迎えております。

国は、２月25日に自民党・公明党・日本維新の会が、高校授業料の無償化を柱とする2025年度予算案の修正に関する合意文書に署名しました。３党の議席数は衆議院で過半数に達しており、これにより予算成立は確実となりました。

３党合意の修正案の詳細が示されていないので、12月27日に示された政府予算案によりますと、一般会計の総額は115兆5,415億112万8,000円となっております。当初予算としては110兆円を３年連続で超え、昨年を約１兆1,615億円上回る過去最大規模となりますが、財源の４分の１を国債に頼っており、厳しい財政運営が続く見通しとなっております。

県内に目を向けますと、群馬県は一般会計の総額が8,078億円と前年度比3.4％の増となっております。また県内12市では、９つの市で過去最大規模の予算となっております。

さて、本村における新年度の一般会計予算案ですが、私が村長として初めての予算編成となります。厳しい財政状況の中ではありますが、どこよりも子育てしやすい村づくりとして、喫緊の課題である人口減少対策を盛り込み、平成11年度以来となる総額50億円を超える大型予算となりました。一般会計の総額で50億5,700万円となっており、前年度比7.0％の増となっております。特別会計につきましては、総額で21億5,247万円で、前年度比1.0％の増となっております。

２年目を迎える公営企業会計につきましては、簡易水道事業の収益的収入で１億6,603万円、収益的支出で１億6,522万円、資本的収入で4,355万円、資本的支出で5,353万円となっております。下水道事業の収益的収入で２億6,728万円、収益的支出で２億6,518万円、資本的収入で１億5,921万円、資本的支出で２億404万円となっております。

詳細につきましては、本議会において説明していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

12月11日は昭和村国際農業交流協議会30周年記念式典に参加しました。

24日は群馬県知事、県議会議長、そして県農政部長に対し、こんにゃく芋の価格低迷に対する農業支援を求める意見書を提出してきました。

26日は消防委員や中央消防署長、駐在所長と歳末特別警戒激励巡視を行いました。

年が明けまして、11日は屋内運動場で消防団出初め式を行いました。

12日は第３回昭和村はたちの記念式典を行いました。代表者による青春メッセージを聞き、これからの昭和村を背負って立つ若者たちの未来に大きな期待を持てました。

13日は新年賀詞交歓会を行いました。村内企業や各団体関係者など約100人を招き新年を祝いました。

16日はいじめ防止子ども会議に出席しました。

25日は第43回わたしと家族作文発表会に出席しました。

29日は前橋市で開催されたみどりの食料システム戦略セミナーに参加しました。こちらでは「こんにゃく農家の危機」として事例発表を行ってきました。

２月２日は第57回ピンポンフェスティバルに参加しました。

６日は東京都北区で開催された第３回荒川水系広域自治体連携ミーティングに出席しました。

８日はウインターフェスティバルに出席しました。当日は大雪となってしまいましたが、吹雪の向こうに映る幻想的な花火を楽しむことができました。

15日は競泳の池江璃香子選手の母親である池江美由紀さんをお招きし、昭和村生涯学習大会が開催されました。

18日は利根沼田・吾妻の市町村との一般廃棄物処理の相互支援協定を締結してきました。

19日は茨城県方面へ区長研修に行ってきました。

25日は介護保険及び国民健康保険運営協議会を開催いたしました。

３月３日は社会福祉協議会理事会に参加しました。

さて、本定例会にお願いする案件につきましては、令和７年度の当初予算をはじめ、議

案では、条例改正６件、条例制定１件、総合計画基本構想の策定１件、村道路線の変更１件、人事案件３件、補正予算６件を提案し、諮問として人権擁護委員の推薦１件をお願いするものであります。

十分ご審議をいただき、原案どおり可決、答申くださいますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君）　日程第１、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、３番議員、林栄一君、４番議員、倉沢つかさ君を指名いたします。

◎日程第２　会期の件について

○議長（永井一行君）　日程第２、会期の件についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日４日より14日までの11日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、会期は本日より14日までの11日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第３　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永井一行君）　日程第３、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在、人権擁護委員であります堤恵理子さんが本年６月30日をもって任期満了になりますので、引き続き人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき諮問するものであります。

推薦に当たりまして、人権擁護委員は村議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から村議会の意見を聞いて推薦することとされております。

堤恵理子さんにつきましては、長年教育現場でご活躍された経験を生かし、小中学校での人権教育の啓発活動、また、外国人の人権擁護の推進にご尽力いただいておりますので、引き続き人権擁護委員としてご活躍いただけると期待しております。

十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（永井一行君）　これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案を適任と認め、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、諮問第１号は原案のとおり決定いたしました。

◎日程第４　議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（永井一行君）　日程第４、議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第１号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和４年に改正された刑法等が施行されるに当たり、該当する条例を整理する条例になります。

刑法の改正により「懲役」及び「禁固」の刑罰が「拘禁刑」に統一されましたので、条例内にある「懲役」及び「禁固」を「拘禁刑」へと修正するものであります。

条例は全部で９本あり、整理条例として合わせて条例改正を行うものでありますが、処分内容等の変更はありません。

第１条は「昭和村旅費支給条例」になります。

第２条は「昭和村職員の給与に関する条例」になります。

第３条は「昭和村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」になります。

第４条は「昭和村行政不服審査会条例」になります。

第５条は「昭和村土砂等による埋立て等の規制に関する条例」になります。

第６条は「昭和村個人情報保護法施行条例」になります。

第７条は「昭和村情報公開・個人情報保護審査会条例」になります。

第８条は「昭和村議会の個人情報の保護に関する条例」になります。

第９条は「昭和村情報公開条例の一部を改正する条例」になります。

条例の施行日は、全て令和７年６月１日になります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第１号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第５　議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第５、議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第２号　昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和６年度の人事院勧告に伴い、国会において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立されたことにより、昭和村で該当する条例を改めるものであります。

本条例は全部で11本の条例改正になりますので順に説明させていただきます。

まず、第１条ですが、昭和村職員の給与に関する条例で、一般職員の給与を平均2.76％引き上げるものとなります。また、期末勤勉手当を0.1月分増額及び語句の整理を行います。

第２条については、第１条で引き上げた期末勤勉手当を６月と12月が同じ割合になるよう平準化いたします。また、手当部分の改正として、配偶者の扶養手当を段階的に廃止し、子供の扶養手当を段階的に増額いたします。そして、通勤手当の支給対象を広げるとともに、給与の号俸の切替えを行います。

第３条については、昭和村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で、期末手当の支給額を0.1月分増額するものとなります。

第４条については、第３条で引き上げた期末手当を６月と12月が同じ割合になるよう平準化いたします。

第５条については、昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で、期末手当の支給額を0.1月分増額するものとなります。

第６条については、第５条で引き上げた期末手当を６月と12月が同じ割合になるよう平準化いたします。

第７条については、昭和村職員の寒冷地手当に関する条例で、再任用職員に寒冷地手当の支給を拡大するものとなります。

第８条については、職員の勤務時間、給与等に関する条例で、社会情勢が激変する中、多様で柔軟な働き方を推進するため、看護休暇の拡大等を整理いたします。

第９条ですが、昭和村職員の育児休業等に関する条例で、根拠条文の変更に伴う語句の整理となります。

第10条については、昭和村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、令和４年条例第21号で改正した附則の改正となり、再任用職員に対し住宅手当の支給を拡大いたします。

第11条については、昭和村職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例で、令和４年条例第21号で改正した附則の改正となり、再任用職員に対し寒冷地手当の支給を拡大いたします。

第１条、第３条、第５条については、公布日施行となりますが、令和６年４月１日に溯り、給与や期末手当等を支給いたします。

第２条、第４条、第６条から第11条については、令和７年４月１日から施行といたします。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第２号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第６　議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第６、議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第３号　昭和村の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報酬の支払い方法について、現行では、年単位を想定した方法のみの記載となっており、年１回もしくは年２回の支払いとなっておりますが、日単位での支払い方法も追加させていただき、その都度もしくは月単位で取りまとめて支払えるように変更いたします。

そして、別表１に、地方公務員法第３条第３項第３号に規定されている参与の職を追加いたします。参与につきましては、非常勤ではありますが、重要施策の企画・立案及び重要課題の解決の促進に向け置くことができ、さらに村長の求めに応じ、村政に対し助言及び提言を行うことができる職になります。

報酬額につきましては、常勤ではないことから、勤務実績に応じて支払えるようにするため、年額や月額ではなく日額といたします。そして、参与を置いている自治体の報酬額

や特別職の給与を参考にさせていただき、また、業務内容によって差をつけられるように１万5,000円以内といたします。

新たな職を設けることで、より専門的になってきた行政課題に対し、スピード感を持って乗り越えていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第３号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第７　議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（永井一行君）　日程第７、議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第４号　昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員で任期を定めて採用するために必要な事項を定めるものであります。

任期付職員とは、専門的な知識や経験を有する者を必要とされる業務に期間を限って従事させる職員となります。

任期付職員を採用することで、新たに職員を育成するよりも効率が上がり、任期付職員が持っている知識や経験を既存の職員に還元することでレベルアップにつながることも期

待できます。

具体的な業務としては、防災対策や企業誘致、観光交流事業などを想定しておりますが、期限が定まっている事業や短期的に業務量が増える場合も対応できると考えております。

また、採用につきましては、ふさわしい人材がいましたら、面接試験等を行い採用していきたいと考えております。

複雑な問題や、早急に取り組むべき課題などが山積しており、職員体制を充実させることで、よりよい成果を挙げていきたいと考えております。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第４号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第８　議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第８、議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第５号　昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正内容は、資産割の税率を段階的に引き下げていくため、令和７年度の医療分の資産割税率を現行の15％から５％引き下げて10％に改正するものであります。

以上が、昭和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第５号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第９　議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第９、議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第６号　昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和６年３月に公布され、施行の日から起算して１年を超えない期間において改正を行わなければならないため、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を改正するものであります。

主な改正内容は、地域包括支援センターの職員配置について人材確保が困難となっている現状を踏まえ、必要な人員配置について、常勤換算方法によることができるようになったことや、複数拠点で合算して３職種を配置することができるようにするものであります。

以上が、昭和村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第６号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１０　議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君）　日程第10、議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第７号　昭和村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、群馬県との協調制度である小口資金の借換え制度について、令和７年度も継続実施するため、適用期限を現行の令和７年３月31日から令和８年３月31日に１年間延長するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第７号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１１　議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定について

○議長（永井一行君）　日程第11、議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第８号　昭和村第６次総合計画基本構想の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

総合計画は、村の目指す将来像とそれを実現するための施策などを示し、総合的かつ計画的に村政運営を進めるための計画であり、本村の最上位計画であります。

今年度、10年間の計画期間満了を迎える昭和村第５次総合計画では、「みんなでつくろう　元気な昭和村」という将来像を掲げ、計画の実現に向け、様々な施策を住民と一体となって取り組んでまいりました。

しかしながら、この間、世界的な物価高騰や気候変動と自然災害の発生、また、人口動態の変化と少子高齢化、そして、コロナ禍、脱炭素、デジタル化などにより、社会・経済情勢は大きく変化しております。

また、村内においては、保健・医療・福祉の充実や快適で安全・安心な住環境の整備が引き続き強く求められているほか、子育て環境や保育・教育環境の充実を重視する傾向がさらに強まっております。

こうした中、住民ニーズに的確に対応し、さらに住みよい昭和村をみんなでつくっていくための指針として、ここに昭和村第６次総合計画を策定いたします。

これまでの取組を検証し、住民の意識とニーズを基本とし、今までの施策や方針を継承しつつも、さらに発展させていく視点に立ち、10年後に目指す姿を示す将来像を「ともにつくろう　輝く昭和村」と掲げ、その実現を目指して各種施策・事業の推進に取り組んでまいります。

そして、「子どもの声がひびく子育て・教育の村」、「やさしく健やかな健康福祉の村」「美しく安全な生活環境の村」、「農業を柱とした産業が輝く村」、「未来への生活基盤が整った村」、「みんなでつくるみんなの村」を基本目標・共通目標として進めてまいり

ます。

また、基本構想・基本計画の策定に当たっては審議会を２回開催し、慎重審議の下、計画が承認されたと答申をいただきました。

計画の実現に向け、住民と行政の協働で事業実施ができるよう、適切な推進体制を整えることや、計画の進行状況や成果を一年ごとに見直し、住民の代表である議会への説明の場とご意見を伺う機会を設け、住民と行政が一体となり、協働した取組を進めていきたいと考えておりますので、ご審議をいただき、議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じては担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第８号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１２　議案第９号　村道路線の変更について

○議長（永井一行君）　日程第12、議案第９号　村道路線の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第９号　村道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、現地調査等により、路線の起点・終点に変更が生じた赤谷新中道６号線の変更をお願いするものであります。

変更前の延長は218.4メートル、変更後の延長は109.9メートルとなり、108.5メートルの減少となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたし

ます。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第９号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１３　議案第１０号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）について

○議長（永井一行君）　日程第13、議案第10号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第10号　令和６年度昭和村一般会計補正予算（第５号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ７億3,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億2,067万6,000円とするものであります。

まず、歳入でありますが、１款村税は、滞納繰越分の徴収実績により、合計で433万4,000円の増額となります。

２款地方譲与税３項森林環境譲与税は、交付額の確定により40万4,000円の増額となります。

11款地方交付税は、普通交付税の追加交付により6,936万5,000円の増額となります。

13款分担金及び負担金２項負担金は、在宅重度心身障害者デイサービスセンター通所負担金等の実績見込みにより625万円の増額となります。

14款使用料及び手数料１項使用料は、空室分の公営住宅使用料の減や道の駅使用料の増などにより199万3,000円の増額、２項手数料は、住民票等の交付手数料の実績見込みで36万2,000円の減額となります。

15款国庫支出金１項国庫負担金は、保育単価の改定による子どものための教育・保育給

付費負担金の増などにより2,021万8,000円の増額、２項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加や各事業の実績などにより4,530万9,000円の増額となります。

16款県支出金１項県負担金は、児童手当負担金など各事業の実績見込みにより57万7,000円の減額、２項県補助金は、小規模農村整備事業補助金の追加や各事業の実績見込みなどにより1,292万円の減額、３項県委託金は、衆議院議員総選挙市町村交付金などの減により114万6,000円の減額となります。

17款財産収入は、村で所有していた別荘地の売払い収入で227万7,000円の増額となります。

18款寄附金は、学校建設のための指定寄附やふるさと納税の寄附実績により３億523万4,000円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により財政調整基金繰入金が1,560万9,000円の減額、学校建築基金に積み立てるため、緑の大地ふるさとしょうわ基金繰入金が３億円の増額となります。

21款諸収入３項雑入は、デジタル基盤改革支援補助金の増などにより137万7,000円の増額となります。

22款村債は、県単治山事業の事業費の確定により、緊急自然災害防止対策事業債が260万円の減額、赤城北麓の特定農業用管路特別対策事業負担金に充てるため、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債が710万円の増額、消防車の購入費に充てる防災対策事業債が70万円の減額、宿の防火水槽の更新工事に充てる緊急防災・減災事業債が390万円の増額となります。

次に、歳出でありますが、１項議会費は、給与改定による職員人件費の増や各事業の実績見込みにより79万1,000円の減額となります。

２款総務費１項総務管理費は、１目一般管理費で、特別職人件費の減や給与改定による一般職人件費の増などで858万9,000円の減額、３目財政管理費は、普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債償還基金費分の1,739万6,000円を減債基金へ、学校の建設などに備え、緑の大地ふるさとしょうわ基金から３億円、指定寄附から300万円の合計３億300万円を学校建築基金へ、ふるさと納税の寄附実績に合わせて３億円を緑の大地ふるさとしょうわ基金へ積み立てます。

５目財産管理費は、購入できなかった公用車の購入費の減などにより580万円の減額、６目企画費は、各事業の完了による減などにより2,078万円の減額となります。このうち、スーパー誘致事業については、継続費を設定して事業を行っていたため、第２表継続費補正のとおり、令和６年度の年割額760万円減額しております。

10目諸費は、区長研修会が日帰りとなったため77万6,000円の減額となります。

２項徴税費は、給与改定による職員人件費の増や電算委託料の減などにより127万2,000円の減額となります。

３項戸籍住民基本台帳費は、職員の退職による職員人件費の減などにより214万8,000円の減額、４項選挙費は、衆議院議員総選挙に関する支出が確定したため113万4,000円の減額、５項統計調査費は、農林業センサス調査員報酬の増により７万円の増額、６項監査委員費は、事業の実績見込みにより14万1,000円の減額となります。

３款民生費１項社会福祉費は、非課税世帯に３万円を給付する物価高騰対策給付金の開始や福祉センターの燃料高騰及び入館者の減少により減少した収入を補塡するため、福祉センター運営管理委託料の増、各事業の実績見込みなどにより4,833万5,000円の増額、２項児童福祉費は、保育単価の改定に伴う保育所運営委託料の増や、給与改定に伴う職員人件費の増、各事業の実績見込みなどにより1,100万円の増額となります。

４款衛生費１項保健衛生費は、接種率が低かったため新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減や各事業の実績見込みにより742万9,000円の減額、２項環境衛生費は、廃油回収物置の購入費や水道の基本料金を減免するための簡易水道事業会計繰出金の増などにより1,632万円の増額となります。

５款労働費は、給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金の実績により31万4,000円の減額となります。

６款農林水産業費１項農業費は、１目農業委員会費で、最適化交付金により農業委員会報酬が270万6,000円の増額、２目農業総務費は、給与改定により職員人件費が183万5,000円の増額、３目農業振興費は、各種補助事業の実績見込みにより1,153万7,000円の減額、５目農地費は、国予算の追加による特定農業用管路特別対策事業負担金の増や県補助の追加による小規模農村整備事業の工事費の追加により3,682万6,000円の増額、６目農村整備事業費は、下水道基本料金の減免のための繰出金の増や多面的機能支払交付金事業

交付金の額の確定により692万8,000円の増額となります。

２項林業費は、森林環境譲与税基金積立金の増や各事業の実績見込みにより412万9,000円の減額となります。

７款商工費は、農産物輸出促進事業の事業を行わなかったため150万円の減額となります。

８款土木費１項道路橋梁費は、道路維持管理用の重機借上料の増や除雪作業費の増などにより7,214万5,000円の増額、４項建築費は、新築住宅補助金の実績見込みにより1,000万円の減額となります。

９款消防費は、消防ポンプ車の購入費用の減や高齢者等住宅用火災警報器設置支援事業の実績見込みなどにより150万円の減額となります。

10款教育費１項教育総務費は、給与改定に伴う職員人件費の増や各事業の実績見込みにより65万4,000円の減額、２項小学校費は、給与改定による職員人件費の増などにより51万5,000円の増額、３項中学校費は、給与改定や各事業の実績などにより213万3,000円の減額、５項社会教育費は、給与改定による職員人件費の増や各事業の実績見込みなどにより181万円の減額、６項保健体育費は、定住自立圏協定に伴う沼田市スポーツ施設使用料負担金の増や物価高騰に伴う給食材料費の増、各種事業の実績見込みなどにより79万2,000円の減額となります。

次に、第３表の繰越明許費についてですが、２款総務費は、１項総務管理費の総務管理事業、３款民生費は、１項社会福祉費の生活支援対策事業費、４款衛生費は、２項環境衛生費の簡易水道事業、６款農林水産業費は、１項農業費の農道整備事業費及び下水道事業費、８款土木費は、１項道路橋梁費の道路維持補修事業及び橋梁維持費、９款消防費は、１項消防費の非常備消防費及び消防施設事業をそれぞれ令和７年度へ繰り越すものであります。

また、繰越しの理由については、２款総務費の総務管理事業は、条例上にあるアナログ規制に関わる用語や組合せが多岐にわたり、洗い出し作業に時間を要しているため、３款民生費の生活支援対策事業費は、物価高騰対策給付金事業などの該当者からの確認書の返送期間を十分確保するため、４款衛生費の簡易水道事業は、令和７年度の一定期間の水道基本料金を減免するため、６款農林水産業費の農道整備事業費は、小規模農村整備事業の

県補助金が追加で交付決定となり、工期を十分に確保できないため、下水道事業費は、令和７年度の一定期間の下水道基本料金を減免するため、８款土木費の道路維持補修事業は、工事箇所に水道管が埋設されており、冬期間の水道仮設管の設置が困難となったため、橋梁維持費は、前年度から繰越しを行った君河原橋耐震補強詳細設計の完了時期が遅れたため、９款消防費の非常備消防費は、モデルチェンジの関係により納期が遅れていること、消防施設事業は、耐震性防火水槽の製造が間に合わなかったことなどの理由により、これらの事業が年度内に完了しないため、合わせて１億9,761万3,000円を繰越すものであります。

以上が、今回お願いをいたします一般会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第10号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　暫時休憩といたします。

10時50分に再開します。

午前１０時３３分休憩

午前１０時５０分再開

○議長（永井一行君）　休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第１４　議案第１１号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永井一行君）　日程第14、議案第11号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第11号　令和６年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ1,059万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億8,191万2,000円とするものであります。

まず、歳入でありますが、１款国民健康保険税は、収納見込みにより1,327万円の減額となります。

４款県支出金１項県補助金は、保険者努力支援分や特別調整交付金などの交付金額の確定により568万6,000円の増額となります。

７款繰入金１項他会計繰入金は、出生件数の減少見込みにより333万3,000円の減額となります。

９款諸収入１項延滞金、加算金及び過料は、実績見込みにより32万4,000円の増額となります。

次に、歳出でありますが、１款総務費１項総務管理費は、会計年度任用職員の報酬等の改定や業務システム委託料の確定などにより２万1,000円の減額となります。

２款保険給付費１項療養諸費は、療養給付費が増加見込みのため1,500万円の増額、２項高額療養費は、高額療養費の実績見込みにより400万円の減額、４項出産育児諸費は、実績見込みにより500万円の減額、５項葬祭諸費は、実績見込みにより30万円の減額となります。

３款国民健康保険事業費納付金は、納付金額の確定により、１項医療給付費分が1,103万円の減額、２項後期高齢者支援金等分が679万1,000円の減額、３項介護納付金分が270万9,000円の減額となります。

６款保健事業費１項保健事業費は、財源更正となります。

２項特定健康診査等事業費は、実績見込みにより277万円の減額となります。

７款基金積立金は、国民健康保険基金への積立てのため522万8,000円の増額となります。

９款諸支出金は、保険給付費等交付金などの過年度事業費の精算による償還金で180万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第11号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１５　議案第１２号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について

○議長（永井一行君）　日程第15、議案第12号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第12号　令和６年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ6,091万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を８億1,691万5,000円とするものであります。

まず、歳入でありますが、１款保険料は、資格喪失等に伴う介護保険料の還付により50万円の減額となります。

４款国庫支出金１項国庫負担金は、介護給付費国庫負担金の交付決定により1,779万5,000円の減額、２項国庫補助金は、調整交付金や地域支援事業交付金等の実績見込みに

より547万1,000円の減額となります。

５款支払基金交付金は、介護給付費交付金等の実績見込みにより2,112万2,000円の減額となります。

６款県支出金１項県負担金は、介護給付費負担金の実績見込みにより370万9,000円の減額、３項県補助金は、地域支援事業交付金等の実績見込みにより60万2,000円の減額となります。

９款繰入金１項一般会計繰入金は、低所得者保険料軽減負担金の交付決定により13万8,000円の増額、２項基金繰入金は、介護給付費の減少が見込まれるため1,185万1,000円の減額となります。

次に、歳出でありますが、１款総務費１項総務管理費は、介護報酬改定に伴うシステム改修が補助金対象となったことによる財源更正となります。

２款保険給付費１項介護サービス等諸費は、介護老人保健施設や通所リハビリ等の利用の減少により5,500万円の減額、２項介護予防サービス給付費から５項の高額医療合算介護サービス等費は、国・県支出金等の交付金の確定等による財源更正となります。

６項特定入所者介護サービス等費は負担限度額認定の利用減少により600万円の減額、５款地域支援事業費１項介護予防・日常生活支援総合事業は、食の生活支援事業の利用者増や買い物支援事業のグッズ製作の実績見込みにより８万8,000円の増額となります。

７款諸支出金は、県補助金の交付額の確定による財源更正となります。

以上が、今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第12号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１６　議案第１３号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第16、議案第13号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会

計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第13号　令和６年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ337万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億1,163万9,000円とするものであります。

まず、歳入でありますが、１款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料の減少や普通徴収保険料の増加に伴い230万円の減額となります。

２款繰入金１項一般会計繰入金は、負担金額の確定に伴い121万2,000円の減額となります。

４款諸収入は、人間ドック補助金の増加見込みにより14万円の増額となります。

次に、歳出でありますが、１款総務費１項総務管理費は、業務システムの保守委託料の変更、人間ドック補助金の増加見込みなどにより17万5,000円の増額となります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の確定に伴い389万7,000円の減額となります。

３款諸支出金１項償還金及び還付加算金は、保険料還付金の増加により35万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第13号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１７　議案第１４号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第17、議案第14号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第14号　令和６年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収支の収入を392万9,000円の増額、支出を414万5,000円の増額とし、収入合計を１億7,938万9,000円、支出合計を１億6,758万5,000円とするものであります。

次に、資本的収支の収入を39万6,000円の増額、支出を290万円の減額とし、収入合計を920万4,000円、支出合計を5,491万7,000円とするものであります。

まず、収益的収入でありますが、１款簡易水道事業収益１項営業収益は、水道使用料の増額等により1,223万円の増額、２項営業外収益は、基金利息の増が見込まれるため２万円の増額、３項特別利益は、基金からの繰入れを行わないため832万1,000円の減額となります。

次に、収益的支出でありますが、１款簡易水道事業費用１項営業費用は、物価高騰支援で基本料金等の減免を行うために必要なシステム改修委託料等により34万5,000円の増額、２項営業外費用は、令和６年分の消費税納税分として380万円の増額となります。

次に、資本的収入でありますが、１款簡易水道事業資本的収入１項企業債は、公営企業会計適用債の減により20万円の減額、３項工事負担金は、営農飲雑用水施設整備事業分担金の増や新規加入負担金の増により59万6,000円の増額となります。

次に、資本的支出でありますが、１款簡易水道事業資本的支出１項建設改良費は、中央簡易水道配水管布設替工事で工事費が確定したため290万円の減額となります。

以上が、今回お願いをいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第14号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１８　議案第１５号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（永井一行君）　日程第18、議案第15号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第15号　令和６年度昭和村下水道事業会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収支の収入を727万円の減額、支出を278万8,000円の増額とし、収入合計を２億8,974万9,000円、支出合計を２億6,376万2,000円とするものであります。

次に、資本的収支の収入を603万3,000円の減額、支出を497万1,000円の減額とし、収入合計を１億4,092万2,000円、支出合計を２億642万6,000円とするものであります。

まず、収益的収入でありますが、１款下水道事業収益３項特別利益は、基金からの繰入れを行わないため727万円の減額となります。

次に、収益的支出でありますが、１款下水道事業費用１項営業費用は、物価高騰支援で基本料金の減免を行うために必要なシステム改修委託料として29万7,000円の増額、２項営業外費用は、資本費平準化債の支払利息や令和６年分の消費税納税分などとして249万1,000円の増額となります。

次に、資本的収入でありますが、１款下水道事業資本的収入１項企業債は、浄化槽整備事業債等の減額で400万円の減額、２項補助金は、交付金額が確定したことなどにより103万3,000円の減額、３項負担金は、新規申込みが想定よりも少なかったことにより100万円の減額となります。

次に、資本的支出でありますが、１款下水道事業資本的支出１項建設改良費は、浄化槽設置工事の確定により497万1,000円の減額となります。

以上が、今回お願いをいたします下水道事業会計補正予算の概要であります。十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　ただいま説明のありました議案第15号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第１９　議案第１６号　令和７年度昭和村一般会計予算について

◎日程第２０　議案第１７号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第２１　議案第１８号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について

◎日程第２２　議案第１９号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第２３　議案第２０号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について

◎日程第２４　議案第２１号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算について

○議長（永井一行君）　日程第19、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算についてを議題といたします。

お諮りいたします。

日程第19、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算について、日程第20、議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、日程第21、議案第18号　令和

７年度昭和村介護保険特別会計予算について、日程第22、議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23、議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について、日程第24、議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算についてを一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第16号から議案第21号。

議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算から議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算まで、一括上程のお許しをいただきましたので、一括で説明を申し上げます。

まず、令和７年度昭和村一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和６年度の我が国の経済は、現在、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあると見られております。

令和７年度については、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待されております。

ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要があるとしております。

こうした中、国の令和７年度の経済財政運営の基本的態度では、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得の増加を最重要課題とし、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとしていくとしております。

そのような経済状況の中、昭和村の令和７年度の当初予算は、一般会計で50億5,700万円と前年度比7.0％の増額とし、特別会計を含めた予算では72億948万円となります。

また、公営企業会計の予算については、簡易水道事業会計が、収益的収入で１億6,602万6,000円、収益的支出が１億6,521万7,000円、資本的収入が4,354万7,000円、資本的支出が5,353万2,000円となっております。

下水道事業会計については、収益的収入が２億6,727万6,000円、収益的支出が２億6,518万1,000円、資本的収入が１億5,921万円、資本的支出が２億403万6,000円となっております。

令和７年度の当初予算では、限られた財源の中で人口減少対策や子育て支援に重点を置き、「どこよりも子育てしやすい村づくり」を目指しています。

新規施策としましては、以前から課題であった中学校のスクールバスの運行経費を計上し、中学生の安全な通学と保護者の負担軽減を図ります。また、少子化対策を推進するため、新たに入学祝金制度を創設し、子供たちの入学を祝うとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童・生徒の健全な育成を支援いたします。

また、全児童・生徒のＧＩＧＡスクール構想の１人１台端末を更新するとともに、中学校にデジタル教科書を購入し、学習活動の一層の充実を図っていきます。今まで行ってきた人口減少対策・子育て支援は継続し、さらに一歩踏み込んだ支援を行うことにより、「どこよりも子育てしやすい村づくり」の実現を目指します。

このほか、例年猛暑が続いていることから、住宅における高齢者の熱中症等の健康被害を防止するため、対象となる高齢者が設置するエアコンの設置費用の助成を開始いたします。

また、施設利用者の利便性向上とエネルギー消費量の削減のため、スポーツ施設の照明をＬＥＤ照明に改修し、スポーツ施設の充実を図ります。

そして、令和７年度には、現在策定している第６次総合計画がスタートします。この総合計画を基に、限られた財源を効率的、効果的に配分し、将来を見据えた持続可能な行財政運営を前提に必要な施策や直面する行政課題に全力で取り組んでまいります。

次に、歳入の主なものでありますが、１款村税については11億346万7,000円で、前年度より1.1％の増額としております。要因としましては、個人住民税の定額減税による影響

分がなくなったことによります。

また、２款地方譲与税から10款地方特例交付金については、実績及び今後の情勢等を考慮して予算化しております。

次に、11款地方交付税については、総務省の令和７年度地方財政対策による地方交付税の動向を見込み15億2,400万円とし、前年度より3.4％の増額となっております。

次に、15款国庫支出金については３億7,686万6,000円とし、前年度より19.2％の増額となっております。主な要因としては、児童手当負担金の増などによるものであります。

次に、16款県支出金については４億942万円とし、前年度より11.3％の増額となっております。主な要因は、小規模農村整備事業補助金の増などによるものであります。

次に、18款寄附金については１億2,000円とし、昨年度同様に緑の大地ふるさとしょうわ寄附金での収入を見込んでおります。

次に、19款繰入金については７億6,876万3,000円で、8.1％の減額となっております。主な要因は、赤城西麓事業基金繰入金が減少したことなどによるものであります。

令和７年度の各基金からの繰入額は、各種事業の財源調整のため財政調整基金より３億5,398万7,000円、緑の大地ふるさとしょうわ基金より４億400万円を繰入れ、各種事業に充てる計画であります。

なお、今後も継続的事業に係る費用の不足分については、財政調整基金より繰り入れ、その他公共施設の整備など特定の目的に係る費用については、各特定目的基金より繰入れを行うこととしております。

次に、22款村債ですが、県単の治山治水事業に充てる緊急自然災害防止対策事業債を500万円、消防ポンプ車２台の購入費に充てる防災対策事業債を4,190万円、県防災行政無線の更新による村負担金に充てる緊急防災・減債事業債を1,570万円、体育施設のＬＥＤ化に充てる脱炭素化推進事業債を借り入れて事業を実施いたします。

なお、全ての借入れは元利償還金に対する交付税措置のあるもので計画しております。

続きまして、歳出でありますが、各課が行う事業については、わかりやすい予算書に重点事業としてまとめておりますので、後ほどご確認をいただき、この場では、歳出の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

初めに、１款議会費については7,809万2,000円で、前年度より1.7％の増額となっております。

次に、２款総務費ですが、９億2,700万5,000円で、前年度より14.9％の減額となっております。主な要因は、システム標準化やスーパー誘致に伴う建物改修などの事業が完了したためであります。

次に、３款民生費ですが、13億635万1,000円で、前年度より11.4％の増額となっております。主な要因は、児童手当支給費、民間保育所運営委託料、障害者総合支援介護給付費などで、前年度比１億3,375万6,000円の増額となります。

次に、４款衛生費ですが、３億675万2,000円と前年度より6.6％の減額となっております。主な要因は、簡易水道事業会計への繰出金が減少したことなどによるものであります。

次に、５款労働費ですが、85万7,000円で、前年度より10.3％の減額となっております。主な要因は、給与生活者及び自営業者等住宅建設資金補助金の減によるものであります。

次に、６款農林水産業費ですが、６億8,403万7,000円で、前年度より0.9％の増額となっております。主な要因は、小規模農村整備事業の増などによるものであります。

次に、７款商工費については7,825万1,000円で、前年度より10.9％の増額となります。主な要因は、河岸段丘マラソンの費用や赤城山登山道の整備費が増加したためであります。

次に、８款土木費については３億5,002万1,000円で、前年度より5.9％の増額となっております。主な要因は、君河原橋耐震補強工事費の増額などによるものであります。

次に、９款消防費については２億7,303万2,000円で、前年度より1.0％の減額となっております。主な要因は、防火水槽の設置費の減少などによるものであります。

次に、10款教育費については７億7,960万6,000円で、前年度より88.7％の増額となります。主な要因は、体育施設の照明ＬＥＤ化や中学校のスクールバスの運行開始などによるものであります。

次に、11款災害復旧費については418万5,000円で、前年度と同額であります。

最後に、12款公債費については２億6,580万9,000円で、前年度より6.4％の減額となります。

以上、歳出についての説明といたします。

令和７年度予算は、物価や人件費の上昇などによりあらゆる費用が上昇しており、体育

施設の照明ＬＥＤ化や中学校のスクールバス運行開始など、大きな事業費の予算も計上しているため、前年度よりも予算総額が上がっております。

予算計上した事業を計画的に着実に進めていくとともに、各事業の執行段階においては、効率や費用対効果を検証し、無駄な経費の削減を常に考えながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上が令和７年度昭和村一般会計予算の概要であります。

次に、議案第17号　令和７年度昭和村国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和７年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ12億2,953万2,000円で、前年度比252万4,000円の減額となります。

まず、歳入でありますが、１款国民健康保険税は３億7,327万3,000円で、前年度比479万8,000円の減額となります。

次に、４款県支出金は７億5,008万9,000円で、前年度比789万9,000円の減額となります。主な要因は、県繰入金の減額が見込まれるためであります。

次に、７款繰入金は１億615万5,000円で、前年度比1,017万8,000円の増額となります。主な要因は、国民健康保険基金の取崩しによるものであります。

次に、歳出でありますが、１款総務費は1,296万4,000円で、前年度比154万円の増額となります。

次に、２款保険給付費は７億2,621万5,000円で、前年度比240万6,000円の減額となります。主な要因は、療養給付費及び出産育児一時金の減額によるものであります。

次に、３款国民健康保険事業費納付金は、県の算定により４億6,662万6,000円で、前年度比182万7,000円の減額となります。

次に、６款保健事業費は2,061万9,000円で、前年度比17万1,000円の増額となります。主な要因は、特定健康診査等事業費委託金の減少が見込まれることによるものであります。

次に、９款諸支出金は210万3,000円で、前年度比2,000円の減額となります。

次に、10款予備費は100万円で、前年度と同額となります。

以上が令和７年度国民健康保健特別会計予算の概要であります。

次に、議案第18号　令和７年度昭和村介護保険特別会計予算について、提案理由の説明

を申し上げます。

令和７年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ８億131万4,000円で、前年度比1,673万7,000円の増額となります。

まず、歳入でありますが、１款保険料は１億7,134万5,000円で、前年度比449万3,000円の減額であります。主な要因は、第９期介護保険事業計画に基づく保険料額が減少したことによるものであります。

次に、４款国庫支出金は１億7,318万4,000円で、介護給付費の増加により、前年度比260万8,000円の増額となります。

５款支払基金交付金は２億782万8,000円で、前年度比356万9,000円の増額、６款県支出金は１億1,502万5,000円で、前年度比250万2,000円の増額、９款繰入金は１億3,328万6,000円で、前年度比1,226万2,000円の増額となります。

次に、歳出でありますが、１款総務費は1,624万2,000円で、前年度比256万9,000円の増額となります。主な要因は、第10期介護保険事業計画策定に伴うニーズ調査委託料の増額によるものであります。

２款保険給付費は７億4,972万3,000円で、前年度比1,228万3,000円の増額となります。主な要因は、第９期介護保険事業計画に基づく介護給付費見込額の増加によるものであります。

５款地域支援事業費は2,931万7,000円で、前年度比169万3,000円の増額となります。主な要因は、要支援認定者の訪問型・通所型サービス利用者数の増加見込みによる介護予防・日常生活支援総合事業の増加によるものであります。

以上が令和７年度昭和村介護保険特別会計予算の概要であります。

次に、議案第19号　令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和７年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ１億2,163万4,000円で、前年度比805万5,000円の増額となります。

まず、歳入でありますが、１款後期高齢者医療保険料は8,306万4,000円で、前年度比173万3,000円の増額となります。

２款繰入金は3,046万円で、前年度比116万4,000円の増額となります。主な要因は、後

期高齢者医療広域連合事務費繰入金の増額によるものであります。

４款諸収入は810万9,000円で、前年度比515万8,000円の増額となります。主な要因は、これまで一般会計で受け入れていた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施分に係る収入金の500万円を、今年度より当会計で受け入れることに変更したためであります。

次に、歳出でありますが、１款総務費は611万円で、前年度比４万6,000円の増額であります。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は１億1,046万1,000円で、前年度比301万1,000円の増額となります。主な要因は、広域連合で算定した保険料負担金や保険基盤安定負担金の増額によるものであります。

３款諸支出金は506万円で、前年度比499万9,000円の増額であります。主な要因は、歳入でも申し上げましたとおり、これまで一般会計で受け入れていた高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施分に係る収入金の500万円を当会計で受け入れた後、一般会計に繰り出すことに変更したためであります。

以上が令和７年度昭和村後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議案第20号　令和７年度昭和村簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第１款簡易水道事業収益が予定額１億6,602万6,000円となります。

第１項営業収益は、主に水道料金で9,676万4,000円を計上しております。

第２項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で5,674万1,000円を計上しております。

第３項特別利益は、基金からの繰入で1,252万1,000円を計上しております。

次に、支出の第１款簡易水道事業費用は、予定額１億6,521万7,000円となります。

第１項営業費用は、水道施設の管理等に要する経費で１億5,623万2,000円を計上しております。

第２項営業外費用は、消費税の支払等で798万5,000円を計上しております。

第３項予備費は100万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、第１款簡易水道事業資本的収入が、予定額4,354万7,000円となります。

第１項企業債は、公営企業会計適用債の借入れで160万円を計上しております。

第２項補助金は、一般会計からの補助金で4,106万6,000円を計上しております。

第３項工事負担金は、新規加入負担金で88万1,000円を計上しております。

次に、支出の第１款簡易水道事業資本的支出は、予定額5,353万2,000円となります。

第１項建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として1,246万6,000円を計上しております。

第２項企業債償還金は4,106万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する998万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補塡いたします。

以上が令和７年度　昭和村簡易水道事業会計予算の概要であります。

次に、議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業会計は、農業集落排水事業と戸別浄化槽事業の２つの事業をまとめた会計となります。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、第１款下水道事業収益が、予定額２億6,727万6,000円となります。

第１項営業収益は、主に下水道料金で5,921万6,000円を計上しております。

第２項営業外収益は、一般会計からの繰入金等で１億9,719万2,000円を計上しております。

第３項特別利益は、基金からの繰入れで1,086万8,000円を計上しております。

次に、支出の第１款下水道事業費用は、予定額２億6,518万1,000円となります。

第１項営業費用は、施設の管理等に要する経費で２億4,619万3,000円を計上しております。

第２項営業外費用は、企業債の支払利息等で1,798万8,000円を計上しております。

第３項予備費は100万円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、第１款下水道事業資本的収入が、予定額１億5,921万円となります。

第１項企業債は、浄化槽整備推進事業債等の借入れで870万円を計上しております。

第２項補助金は、建設改良費に伴う国・県や村からの補助金等で１億4,300万8,000円を計上しております。

第３項負担金は、新規加入分担金で750万2,000円を計上しております。

次に、支出の第１款下水道事業資本的支出は、予定額２億403万6,000円となります。

第１項建設改良費は、農業集落排水及び戸別浄化槽の施設整備に要する経費で2,467万円を計上しております。

第２項企業債償還金は１億7,936万6,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する4,482万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補塡をいたします。

以上が令和７年度昭和村下水道事業会計予算の概要であります。

以上で、一括上程させていただきました、議案第16号　令和７年度昭和村一般会計予算から議案第21号　令和７年度昭和村下水道事業会計予算までの提案理由の説明とさせていただきます。

今後とも、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、各会計の当初予算につきましては、十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

○議長（永井一行君）　お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　暫時休憩といたします。

午後１時20分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後１２時０８分休憩

午後　１時２０分再開

○議長（永井一行君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君）　これより総括質疑に入ります。

最初に、10番議員、加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　ふるさと納税活用(充当)事業についてお聞きしたいと思います。

消防団装備・整備事業、自主防災組織活動助成金について、詳細説明を求めます。

○議長（永井一行君）　総務課長。

〔総務課長　堤　美徳君発言〕

○総務課長（堤　美徳郎君）　加藤生議員さんのふるさと納税活用事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、消防団装備整備事業の中で、ふるさと納税を活用しているのはポンプ車の購入費用であります。

令和７年度も消防ポンプ車の更新を行う予定となっており、第１分団のポンプ車と第２分団の小型ポンプ積載車の２台を購入いたします。これにより、近年続いておりましたポンプ車等の入替えが一通り終了することとなります。

なお、予算額につきましては、第１分団のポンプ車及び第２分団の小型ポンプ積載車の２台の合計で5,590万8,000円を計上しております。

財源につきましては、防災対策事業債を借り入れ、残りの一部にふるさと納税1,000万円を充当いたします。

次に、自主防災組織活動助成金につきましては、自主防災組織の活動を支援することを目的とし、対象となる事業を行った組織に対し、５万円に参加世帯数掛ける1,000円を加えた金額を上限として補助金を交付しております。

自主防災組織を設立、または設立予定の地区が増加していることから令和７年度予算では、前年度予算に比べ70万円増額し、合計120万円を予算計上しており、財源の一部にふるさと納税61万1,000円を活用することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　ここ数年続きました各消防団の消防車が全部新しく令和７年で終わるということでございまして、本当に心強い次第でございます。現在も山林火災が続いている地区が何箇所もございます。昭和村においては、そういうことは今のところ起きなくて、本当に幸せだなと感じております。

それから、自主防災組織にもふるさと納税からの充当金を一部回していきながら、自主防災組織を育てていくという立ち位置に立ちまして、村が今後とも村民の安心・安全のためにぜひ心を砕いていただきまして、続いての消防団の育成、それらを努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（永井一行君）　次に、９番議員、林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　総括質疑、４項目通告しましたので、順番に行いたいと思います。

最初に、どこよりも子育てしやすい村づくりについて。

国は、こども誰でも通園制度を、遅くとも令和８年度には全市町村で実施するとしています。本村では、希望者全員入所を基本に、一時保育も実施しています。

また、保育士の配置基準が数十年ぶりに改善されました。

そこで、伺います。

①こども誰でも通園制度は、新年度いつから、どのように実施するのか。

②新年度の各園別の入所申込み状況について説明していただきたい。

③希望者で入所できないケースがあったら説明していただきたい。

④保育士不足が心配されていますが、新年度の配置基準について伺いたい。

⑤一時保育も無料化すべきと考えますが、村長の見解を伺いたい。

最初の質問といたします。

○議長（永井一行君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君）　ただいまの林幸司議員さんのどこよりも子育てしやすい村づくりについてのご質問にお答えいたします。

ご質問①のこども誰でも通園制度は、新年度いつから、どのように実施するのかについてですが、こども誰でも通園制度につきましては、令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として制度化され、令和８年度から全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施することとされています。

実施開始につきましては、令和７年中に利用可能時間や利用料等につきまして、協議を

させていただきまして、条例改正の手続や実施事業所の認可手続を行い、令和８年度から実施する予定でございます。

続きまして、ご質問②の新年度の各園別の入所申込み状況ですが、第一保育園につきましては、合計76人、内訳といたしまして、ゼロ歳児７人、１歳児18人、２歳児８人、３歳児15人、４歳児13人、５歳児15人であります。

第二保育園につきましては、合計17人、２歳児１人、３歳児４人、４歳児６人、５歳児６人であります。

子育保育園につきましては、合計84名、ゼロ歳児６人、１歳児12人、２歳児12人、３歳児17人、４歳児14人、５歳児23人であります。

続きまして、ご質問の③、希望者で入所できないケースについてですが、年度途中に予定していない急な入所希望、特に１歳未満児の希望があった場合、人員の配置基準を満たすため、入所を少々待っていただく場合はございました。

続きまして、④の新年度の配置基準についてですが、令和５年12月に異次元の少子化対策の具体案こども未来戦略が発表され、保育士の配置基準が見直されることになり、令和６年度より、４・５歳児は30対１から25対１へ、３歳児については20対１から15対１へ改善されました。１歳児につきましては、保育士確保のハードルが高いため、６対１から５対１への改正ではなく、令和７年度から、職員の配置を５対１へ改善し、業務でＩＣＴの活用を進めている等の３つの条件を満たす場合は、加算措置が取られることになりました。

実際の令和７年度の配置基準は、ゼロ歳児、保育士１人に対し子供３人、１・２歳児、保育士１人に対し子供６人、３歳児、保育士１人に対し子供15人、４・５歳児、保育士１人に対し子供25人となっております。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　林幸司議員さんのどこよりも子育てしやすい村づくりについてのご質問に答えいたします。

ご質問⑤の一時保育も無料化すべきについてですが、一時保育につきましては、積極的に活用していただきたいところですが、保護者の傷病等、やむを得ないと認められる事由や、リフレッシュ保育ということから実施しているもので、一時保育を行う際には、担当

保育士を配置する必要があります。現状においては、適正な利用、受益者負担の面から無料化は考えておりません。

今後、こども誰でも通園制度の令和８年度実施へ向け、利用可能時間や利用料等につきまして協議をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　そうすれば、二、三点再質問させていただきます。

健康福祉課長さん、この誰でも通園できる制度と一時保育の違いについて、分かりやすくちょっと説明していただけるとありがたいんですけれども、こども誰でも通園制度というのと、昭和村が実施している一時保育と何がどのように違って、どういうメリット、デメリットがあるのか、参考にお聞かせください。

それと、もう一つ、先ほど１歳未満児の場合については入所を待っていただくケースがあったけれども、それ以外はないよという答弁でした。つまり、昭和村では、今まで入所したいと申し込んだけれども、通常、途中入所の場合は待たされることあったかもしれないけれども、12月に申し込んで、新年度からということで保育園に申し込んだ子供さんは100％、全員が入所できたということの理解でよろしいのか、確認の意味でもう一度だけお聞かせください。

それから、保育士不足、今、心配されていますが、昭和村の場合は新年度から保育士不足はありませんね。大丈夫ですね。確認の意味で聞いておきます。

○議長（永井一行君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君）　最初のご質問の誰でも通園制度でございますが、昭和村につきましては保育所がございます。保育所の場合は、６か月児から預かれますが、大きい市とかですと、幼稚園からだと３歳とか、ある程度以上から預かれないということで、その間の隙間ができることがございます。そこの部分を埋めるという意味もありまして、こども誰でも通園制度は、就労条件を問わない、月一定時間までの利用可能枠、時間帯への柔軟な対応等が含まれた内容となっておりまして、一時保育と似ている部分が非常に多いんですが、就労要件を問わないという形で、要件は緩くなる形となります。

また、これから協議するところでありますが、今までの一時保育も、条件で、利用条件が決まっておりまして、日数等の上限が決まっておりましたが、こども誰でも通園制度でも、そこは定めるところであるんですが、協議によって弾力的な運営ができることになります。何よりも一番は、就労要件を問わない、就労要件を問わない一時保育だとある程度の条件があるんですが、それを問わないという形の要件緩和が実質行なわれることとなります。

それと、待っていただいた方がいるということは、実際あったかと思うんですけれども、４月１日とかそういう部分におきまして、声が届かない部分では、もしかしたらあったかもしれないんですけれども、担当課の認識といたしましては、待機児童という形はいなかったという解釈でございます。

それと、新年度からの保育士の基準を満たすか、不足はないかという問題でございますが、今、小さい乳幼児も多くなっておりますので、対比の比率の人数が厳しくなっておるのが実際なんですが、第一保育園でいいますと、ゼロ、１歳児、１、２歳児等、ちょっと１クラスを複数の年数の人を預かることで調整しておりまして、対応可能というふうに園長から聞いておりますので、不足はない予定でございます。

以上でございます。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　あと保育士の配置基準ですけれども、本当に30年ぶりぐらいに改正されて、先ほどの課長の答弁ですと、１歳児の改正が、実際には、６対１から、子供６人に対して保育士１人という基準から５対１、５人対１人に国のほうの基準が改正されたのに、先ほどの答弁では、１、２歳児は１対６のままですよという答弁だったですよね。やっぱり、それ、１対６じゃなくて１対５にしなければいけないんじゃないですか、新年度。だって、国の基準が改正になったのに、多分、保育士不足もあるから、臨機応変という部分も多分言われてはいるんだろうけれども、そこがちょっと気になったんですよ。国の基準５対１に対して、昭和村は、１、２歳児は６対１ですよという答弁だったですよね。

それと、群馬県の新年度予算見ますと、国の改正で、１歳児については６対１か、子供６人に対して１人が５対１に改善されたけれども、群馬県は、さらに、それを４対１にす

ると、令和７年10月からは県独自で補助をして４対１に改善しますよというのが新年度予算、群馬県の。

だから、昭和村もぜひ県の補助を活用して、今、６対１じゃなくて、すぐに５対１にして、さらにまた４対１に改善してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（永井一行君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君）　先ほどのご質問なんですが、先ほども申しましたように、５対１という制度改正は、保育士の確保が厳しいという面から５対１にした場合は加算があるという形でございます。

群馬県の加算につきましても、条件が、この間説明があったんですけれども、今ちょっといろいろ要件が、３要件を満たすとかそういう要件はあるんですが、いろいろこちらのほうから相談すれば、その要件満たすかどうかは相談に乗ってくれるということでございます。

この補助金の対象になるというのは子育て保育園ということで対象になるわけでございますが、完全に対象になるかどうかということは、今、いろいろ調査しているところで、県と対象になる、補助対象となるか、要件をよく確認いたしまして、補助対象となる場合は補助申請を上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　できるだけ県が４対１改善と言っているんですから、昭和村も、できるだけ小さい子供さんに手厚い保育ができるように前向きに進めてください。

時間もありますので、村長さんの先ほどの答弁です。一時保育の保育料は無料化は考えておりませんという答弁でした。

今回出された補正予算で、一時保育の保育料収入を減額補正して０円になっていました。新年度予算では、一時保育の保育料収入が新年度予算案には９万6,000円計上されています。どういう見積りだか分からないですけれども、９万6,000円あれば無料化ができるという予算上の額で、実際９万6,000円の利用はないと思いますけれども、５万円ぐらいしか利用がないというのが現実じゃないかなというふうに思っているわけですが、村長は無

料化しませんと冷たい答弁だったんですよね。

だって、どこよりも子育てしやすい昭和村にしますというのが、今回の新年度予算の目玉事業ですよ。それでしかも村長さんは、村長選挙に最初出たときに、保育料無料化というのが一番の目玉公約に掲げて村長選に出られました。そのときは落選だったですけれども、髙橋村長が公約に掲げたもので、当時対抗馬だった堤盛吉前村長が、じゃ俺もって保育料無料にしますと公約掲げたおかげで、今、昭和村の保育料無料化が大きく前進してきたというふうに私は認識しているんですよ。

ですけれども、保育料完全無料化と言ったときには、やっぱり一時保育の保育料も無料にしないと、どうも完全無料化の完全がつけられないと。無料化していますと言うんだけれども、完全無料化、一時保育有料じゃないかと言われそうなので、村長、９万6,000円です。９万6,000円あれば、一時保育の無料化できるんですよ。こんなにかからないと思う。実際５万円ぐらいしかかからないと思う。誰でも通園制度も含めて、保育料は完全無料化にしていただきたいと思います。

もう一度、答弁お願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、先ほど私の答弁のほうもお話してありますが、こども誰でも通園制度は、令和８年度に向けていろいろ協議をいたしていますので、それを踏まえていただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　完全無料にしてもらいたいと思ますけれども、ちょっとはっきり納得いく答弁じゃなかったですけれども、時間もありますので、２項目めの君河原橋の耐震補強事業について伺います。

総額10億円を超える大事業です。役場庁舎18億円では、検討・建設委員会など、みんなで知恵を絞って建設に関わってきました。本村にとっては大事業であることから、伺います。

①何か年かけて完成させる計画なのか。新年度の事業費は幾らなのか。

②全国では、同様な耐震補強工事を行っている橋梁は無数にあります。建設課長は、どことどこの橋梁を視察し、10億円かける必要があるのかどうかなど、検討の参考とされているのか伺いたい。

③併せて上下水道の耐震化は、予算措置されているのか伺います。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君）　林幸司議員さんの君河原橋の耐震補強事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、①何か年かけて完成させる計画なのか。新年度の事業費は幾らなのかについてでありますが、現在の予定では令和13年度までの８年間で完成させる予定でおりますが、財政状況や交付金のつき方等に応じて多少前後することもあるのではないかと思っております。また、新年度の予算につきましては7,500万円を計上させていただいております。

次に、②どことどこの橋梁を視察し、10億円かける必要があるのかどうかなど、検討の参考とされているのかについてでありますが、橋梁の視察等については行っておりません。

橋梁の耐震補強設計には非常に専門的な知識を要しますし、また、橋梁によって現状の耐震状況も異なるかと思いますので、他の橋梁と比較するのは非常に難しいのではないかと思われます。そのため、今回詳細設計業務を委託した次第でありますが、設計に当たっても幾つかの工法等を比較し、現場に合った比較的経済的な工法を用いておりますし、また、これに各工種等の費用を足し上げて積算した結果が総額費用でありますので、これを職員が視察してこの費用をかける必要があるかないかを判断するのは、非常に困難を極めることではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、③上下水道の耐震化は予算措置されているのかについてですが、耐震化関連としましては、配水管の布設替え工事で1,200万円、漏水調査で110万円の合わせまして1,310万円を計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　十億数千万円の君河原橋の耐震補強工事、7,500万円の予算だと15年かかりますよ。

当初予算はあまり盛らないで、補正で１億円ぐらい、どどっとつけようという魂胆かなというのは丸見えなんですけれども、しかも８年計画という、今、初めて聞きました。前は五、六年で何とかと言っていましたよね。１本ずつやっていくと、６年かかるとか言っていたのに、また延びて８年になった。総額も９億幾ら円だったのが10億円超えたと。

もう、報告聞くたびに額は増えるし、年数は延びるし、ほかのところに視察は１つも行っていません。ほかのところ視察行っても役に立たないから、設計会社任せで10億円ぽんと積んで、いいんですか、建設課長。ちっとは自分であちこっち回って勉強して、たった1,000万円でも、少しでも安くできるように頑張らなくちゃならない10億円じゃないんですか。

この役場庁舎は18億円かかりましたけれども、検討委員会、建設委員会、もう５年、10年かけてやっているんですよ。私なんかも、いろいろ今、インターネットで、ここのでっかい橋がどういう工事で耐震補強されたのかって、全部、報告書が出ていましたので、見てみました。確かに難しいので、読んでも分かりませんけれども、担当課長として、同じような橋は全国には何十もあると思います。ぜひ、担当課としては、精いっぱい、いろいろ研究して、本当に必要なのかどうかも含めて、そんな、設計会社任せ、言いなりで10億円ぽんなんて出すんじゃなくて、ちょっと努力してもらいたいと思います。

多分、聞いても答弁しないから、③の耐震補強の関係です。

今、耐震補強1,310万円って答弁ありましたが、これ、ついでに耐震補強するというだけで、耐震補強の工事じゃないですよね。たまたま布せ替えるときは、耐震管を使おうというだけの話でしょう。耐震補強工事とは言わないですよ。だから、予算、耐震補強予算ゼロ円なんですよ、新年度予算は。

たまたま、布せ替えのときは、世の中騒いでいるから、耐震の設備で工事しようというだけで、耐震化の計画もなければ、実質予算額ゼロ円なんですよ。

能登半島で、あれだけ被害が起きて、水道の問題が出ているのに、ものすごいお金かかる話ですから、耐震補強の関係は、非常に難しい問題あろうかと思いますけれども、少し

は検討はしているんでしょうか。昭和村の水道、下水道の耐震化について検討はしているんですか。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君）　ただいまのご質問についてお答えをいたします。

先ほど、これは耐震化事業ではないということでございました。耐震化事業でないと言われれば、それまでなんですが、一応、村内の水道の総延長、配水管の総延長は112キロございまして、今のところ、その約半分に当たります63キロについて、配水管の布設替えを行っているところでございます。

今回、上げさせていただきました1,200万円につきましても、例年、この程度上げさせていただいておりまして、わざわざ新しい、きれいな道路を切るのもあれですので、道路工事と合わせて、古いものが入っているところについては、入れ替えるような形で進めておりますので、よろしくお願いいたします。

また、耐震化につきましては、改めて、そのような事業をやっていかなければいけないのではないかと認識はしております。

以上です。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　埼玉県でも下水道管ででっかい事故が起きて、今、いろいろそういう老朽している下水道、水道の問題が出てきましたけれども、確かに、改めて全部やるなんていうのは、もう莫大なお金がかかるから、新規で布せ替えをするときには、当然、耐震も考えたような形で工事をしていくというのは当たり前の話だと思うんですけれども、全国的には限られた予算の中で、避難所だとか、学校だとか、役場だとか、あとは配水施設、そういうところが、例えば、耐震がどのくらいかと、ここは直しておいたほうがいいだろうとか、そういう検討をしているところがほとんどです。

昭和村も、大震災が起きたときに、学校に水が来ない、役場に水が来ない、配水池が壊れちゃって、しばらく配水できないという、そういう要のところ、そういうところは、耐震化が必要かどうか検討はしたんでしょうか。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君）　ただいまのご質問についてお答えをいたします。

昨年に県のほうから話がございまして、今年度、各簡易水道についての計画を、この１月に立てたところでございます。計画と言いましても、先ほど、林議員さんがおっしゃいますように、やはり避難所ですとか、役場ですとか、公民館ですか、そういった急所となる周辺、そこから取りかかるということで、昭和村としましては、令和８年度から、それに取りかかりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　時間もありますので、３項目めの質問に移ります。

国保の保険証に代わる資格確認書について伺います。

マイナ保険証の所有者に対しては、８月から紙の資格確認書、後期高齢者資格確認書が発行されなくなり、大混乱が想定されています。

また、群馬県は18歳までの医療費無料化など、福祉医療制度の保険証についてもマイナカードに一本化を予定し、紙の福祉医療費資格確認書が発行されなくなる予定となっております。

そこで、伺います。

①マイナ保険証の登録村民は、最新のデータで何人となっていますか。

②紙の資格確認書が届かないことについて、十分承知されていますか。

③高齢者など、希望者には資格確認書を発行できるとされていますから、この際、国保の全加入者へ資格確認書を発行することは可能ですか。

④福祉医療費のマイナ化に係わる予算措置について説明を求めまして最初の質問とします。

○議長（永井一行君）　住民課長。

〔住民課長　小野妙子君発言〕

○住民課長（小野妙子君）　ただいまの林幸司議員さんの国保保険証に代わる資格確認書についてのご質問にお答えいたします。

まず、①のマイナ保険証の登録村民は、最新のデータで何人となっているかにつきましては、国民健康保険が2,599人中1,595人が登録し、登録率は61.4％、後期高齢者医療が1,197人中706人が登録し、登録率は59％となっております。

次に、②の紙の資格確認書が届かないことについて十分周知されているかにつきましては、広報しょうわにおいて昨年11月に村民の皆さんにお知らせをさせていただいております。

また、電話や来庁により問合せをいただくこともありますが、その都度担当者から説明をさせていただいております。

今後につきましては、従来の被保険者証や資格確認書が有効期限を迎える８月を前に、改めて広報紙などを通じてお知らせをしたいと考えております。

次に、③の高齢者など、希望者には資格確認書を発行できるとされていますから、この際、国保の全加入者へ資格確認書を発行することは可能かにつきましては、資格確認書は、マイナ保険証での受診などが困難な高齢者や障害をお持ちの方などの要配慮者を除いて、特段の事情もなく交付することはできないと厚生労働省から示されておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、④の福祉医療費のマイナ化に関わる予算措置につきましては、現在、群馬県の方針により昭和村を含む県内全市町村において、福祉医療制度におけるマイナンバーカード利用によるオンライン資格確認について、令和８年度からの開始を目指し準備を進めているところです。この機能を実現するためのシステム改修に対しては、令和７年度中であれば国から２分の１の補助が受けられることになっております。

予算措置をさせていただきたいシステム改修等の内訳につきましては、福祉医療システムにおいて、子供、ひとり親、重度心身障害者の各機能に対する開発と検証作業に加え、セキュリティー対策を講じるための機器購入費用と、機器の設置や設定作業に係る費用としまして、合わせて203万5,000円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林幸司君。

〔９番　林　幸司君発言〕

○９番（林　幸司君）　できれば、今年度にもまだマイナ保険証の利用率が25％ぐらいですか、４人に３人は今までの紙の保険証を利用しているというのが窓口の実態ですので、

実際にマイナ保険証を登録してあったとしても、紙の保険証が届かなくなってびっくりして、８月からは大混乱が起きると予想されますので、できれば村独自で、今年度全国保加入者に紙の資格確認書を発行できるように、いろいろ研究、努力してもらいたいということを要望しておきたいと思います。

時間もありますので、４項目めの事業専従者の定額減税について伺います。

確定申告が始まっていますが、事業専従者の定額減税が複雑です。

①事業専従者で定額減税３万円の手続について説明を求めます。

②対象者は、見込みで何人いるのか説明を求めます。

○議長（永井一行君）　税務課長。

〔税務会計課長　島田宏充君発言〕

○税務会計課長（島田宏充君）　事業専従者の定額減税についてのご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、ただいま確定申告期間中でありまして、青色事業専従者や事業専従者、白色の方々にも申告をしていただいております。

そして、令和６年度の所得税及び住民税が確定しますと、青色事業専従者や事業専従者、白色の方の中にも定額減税し切れない方、いわゆる調整給付の対象となる方が現れてくると思われます。この対象者につきましては、約200人を見込んでおります。

なお、ご質問の定額減税３万円の手続についてということ、これは調整給付のこととご推察をいたします。これにつきましては、担当課は健康福祉課となりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　真下伸夫君発言〕

○健康福祉課長（真下伸夫君）　先ほどの質問の税務会計課長の質問に続きまして、専従者給与の定額減税についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のうちの所得税控除不足額（不足額給付）が生じる方ということに関して、該当になるかと思いますので、その方についての手続についてお答えいたします。

青色専従者給与等で所得税が発生する方につきましては、給与から所得税を控除する際に定額減税されるか確定申告によって定額減税されますが、不足額給付が発生される方に

つきましては、令和７年度に確認書を送付する予定です。

この方たちは、去年の調整給付をしたんですが、その給付に不足が生じた場合は、計算をし直した場合で不足が生じた場合には、確認書を送らせていただく形になります。

複雑という部分の、１番の問題点とあります事業専従者で、所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって、本人としての定額減税が受けられず、また扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、１人当たり４万円の不足額給付の対象となります。

ただし、当初の調整給付や住民税非課税世帯への給付を受給している場合は、対象となりません。

対象者につきましては、役場で把握できるよう調査する予定ですが、要件の確認が必要となる場合もあるため申請をお願いすることも想定されております。

不足額給付の具体的な事務の手続が今後国から示される予定ですので、不足額給付の制度の周知に努めて、申請漏れのないようにいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

予算の審査につきましては、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、議員12名全員による特別委員会を設置し、審査していただくよう決定いたしました。

設置する特別委員会の名称は、予算審査特別委員会に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、名称は、予算審査特別委員会に決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長による指名推選といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、議長によって指名いたします。

委員長に、８番議員、藤井貞充君、副委員長に、６番議員、阿部孝司君を指名いたします。

それでは、委員長に挨拶をお願いします。

予算審査特別委員会委員長、藤井貞充君。

〔予算審査特別委員会委員長　藤井貞充君発言〕

○予算審査特別委員会委員長（藤井貞充君）　今、議長に指名いただきました８番議員の藤井貞充です。

明日５日から６、７、12日の質疑、採決まで４日間にわたり特別委員会の委員長として務めさせていただきます。議員の皆様には、活発な活動をお願いして、挨拶とさせていただきます。

○議長（永井一行君）　ただいま設置いたしました予算審査特別委員会に、議案第16号から議案第21号までの令和７年度各会計予算を一括して付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　異議ないものと認め、一括して予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第２５　議案第２２号　昭和村教育長の任命同意について

○議長（永井一行君）　日程第25、議案第22号　昭和村教育長の任命同意についてを議題といたします。

本人から退席の申出がありましたので、許可いたします。

小野和好君。

〔教育長　小野和好君退席〕

○議長（永井一行君）　職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第22号　昭和村教育長の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、小野和好教育長が令和７年３月31日付をもちまして任期満了となることから、同氏を再選し、教育長に任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

小野教育長は、この３年間、学校教育及び社会教育活動に邁進され、学校運営や先生方の授業指導に力を発揮されておりました。また、地域と学校を結ぶ学校運営協議会を各学校につくり、学校運営に地域の力を注げるようにし、さらに今後の昭和村の教育の在り方を考え、統合小中学校建設に向けても尽力をされております。

また、コロナ禍で停滞した社会教育活動については、積極的に旗を振ることで、少しずつではありますが、子供から年配者まで参加できる事業を進めており、活気あふれる昭和村づくりにも貢献していただいております。

つきましては、今後もこの手腕を十分に発揮いただき、昭和村の教育行政のさらなる発展が期待できると判断し、任命するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　これより議案第22号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号　昭和村教育長の任命同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

小野和好君の入場を許可します。

〔教育長　小野和好君入場〕

◎日程第２６　議案第２３号　昭和村教育委員会委員の任命同意について

○議長（永井一行君）　日程第26、議案第23号　昭和村教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第23号　昭和村教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、教育委員の加藤由香さんが、令和７年３月31日付をもちまして任期満了となることから、後任に石井美穂さんを任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

教育委員については、教育委員会の制度活性化に向けた改革の一環として、職業、年齢、性別について偏りがないようにすること、教育委員の中には保護者という立場の人を含めるようにすることが定められました。

そこで、新たにお願いいたします石井美穂さんは、人格も高潔であり、小学校６年生と

４年生の２人の子供を持つ親でもあることから、保護者として小学校のＰＴＡ活動にも積極的に取り組まれております。また、教育行政にも関心を持たれ、仕事の合間をぬって、昭和村の統合小中学校の建設委員として、視察や会議に参加いただき、様々な意見をいただきました。

よって、その資質は、教育委員としてその任務を十分に遂行できるものと判断し、任命するものであります。

なお、任期については、令和11年３月31日までの４年間となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　これより議案第23号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号　昭和村教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２７　議案第２４号　昭和村農業委員会委員の任命同意について

○議長（永井一行君）　日程第27、議案第24号　昭和村農業委員会委員の任命同意につい

てを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君）　村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　議案第24号　昭和村農業委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの農業委員の推薦に当たり、議員各位におかれましては、多大なるお力添えを賜り、誠にありがとうございました。

本案件につきましては、現委員が令和７年３月31日をもちまして任期満了となるため、次年度からの新委員の選任に当たり、議会の任命同意をお願いするものであります。

なお、推薦については、地区推薦が20名、団体からの推薦が７名で、定数の27名となっております。

また、有識者で組織する昭和村農業委員候補者評価委員会において、候補者の評価をいただき、全員が適任であろうとのご回答をいただきましたので申し添えをいたします。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　これより議案第24号について質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君）　これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号　昭和村農業委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君）　挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

以上で村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君）　暫時休憩といたします。

２時30分に再開いたしますので、よろしくお願いします。

午後　２時１７分休憩

午後　２時３０分再開

○議長（永井一行君）　休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第２８　一般質問について

○議長（永井一行君）　日程第28、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に10番議員、加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　さきの通告により、一般質問を３項目ほど行いたいと思います。

まず最初に、昭和の森山荘の今後についてお伺いしたいと思います。

村の迎賓館としての役割を担っていたときもありましたが、昭和の森山荘も寄る年波に勝てず、著しく老朽化が進んで、その機能も失われ、現在は荒れるに任せる状態になっております。山荘としての営業ができなくなって、早いもので約４年何か月かの月日が流れ去っていると思います。宿泊のできる施設があってほしいと望まれるわけですが、クラウ

ドファンディングなりふるさと納税等で一定の原資を集めて首都圏からの近い地の利を生かして、再開する考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　加藤生議員さんの昭和の森山荘の今後についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、昭和の森山荘は、村管理の宿泊施設として、また、交流の場所として県内外からのお客様に親しまれておりました。

しかしながら、指定管理先であるグリーンスコーレ株式会社では、調理人などの従業員の確保が難しいことなどから、令和元年11月から休館となっております。そして、これまで山荘の活用方法について、グリーンスコーレ株式会社と協議をしつつ、併せて大手企業などに相談を持ちかけ交渉してまいりましたが、老朽化による改修等に多額の費用がかかることなどで、活用方法が決まらず現在に至っております。村としてもこのまま放置しておくことは望ましくなく、今後の在り方について決断する時期であると考えております。

今後、施設の調査を行い、再開する際の改修費用や解体する場合の費用を積算した上で、採算面や運営面の検討を行い、再開できるようであれば、国の補助金やクラウドファンディング、または企業版ふるさと納税などの活用を検討するとともに、現在の建物の活用が難しいようであれば、取り壊すことも含め、近いうちに方向性を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　老朽化が進んで、なかなか採算性が取れないということを村長も心配しているようですが、私たちも負の遺産にならないように何らかの方向を村長のほうが出してもらって、それらについて肉づけしていくというような形になろうかと思いますけれども、何分にも村に宿泊施設がないということでございますので、その辺について村長はどのように考えているのか、もう一度回答をお願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　村にとって宿泊施設というものは私は必要であるというふうに考えております。ただ、場所等については、まだはっきりと言えませんが、やはり工業団地もありますし、観光客の方も現在65万人ぐらいの方がお見えになっているわけですので、あってしかるべきだと考えています。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　宿泊施設も欲しいという形の中で、村長も考えがあるようでございますけれども、これは何年頃にどういうふうにしようという目標を持っていないとなかなか実現が不可能に近いと思います。ただ単に、月日のたつのに任せておくと、どんどん条件は悪くなっていくと思いますので、ぜひインターチェンジのすぐそばにするなり、キャノンの隣にするなり、いろいろ考えがあろうかと思いますけれども、いろいろ調査した上でぜひ前に進めていけるような方法で一つ考えていただきたいと思いますが、その辺はもう少し具体的な話ができるのかできないのか、村長の意見を伺いたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　いろんな関係があるものですから、あまり具体的な話まで突っ込んだ話はできませんが、現在、旬菜館のほうの含めた道の駅のほうの関係を全体的な計画として考えておりますので、できましたらできればその周辺にそういった形の宿泊施設が必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　予算も伴うことなので、ぜひ、インターチェンジの縦道、森下幹線ですか、あの幹線は今回、澤浦彰治さんが造った工場、またその反対側にエムズフーズさんも開店、開業といいますか、するような状態になって、ますますあの通りが活性化するというか、交通量が増えてくると思われます。それらについて、そういった人も物もいろいろ動くようなことが見受けられますので、これらに先行して一つあまり今、物価高騰という形の中で、資材と人件費も上がっております。それを見込んだ中で、やはり英断を持って切り込んでいかないとこれはなかなかできないことだと思いますんで、それらを

考えた上で、今後の行政において生かしていただきたいと思います。これはお願いでございまして、答弁はいりません。

それから、２項目めの質問に入りたいと思います。

農産物の多品目化に備えて、先進地視察と研修についてという形でお伺いしたいと思います。

昨今の激しい気候変動により農業を取り巻く環境は著しく変動し、昨年のようにと思って営農していても、なかなか環境が天候不順等で成り立ちません。それだけでなく、昨秋は本村の主力農産物であるコンニャクの価格低迷で、農業意欲をそがれ、天候だけでなく農業所得の減収と厳しい試練に立たされました。

そこで、農産品の多品目化に備えて、先進地視察と研修について伺います。

これは、若い農業経営者に違った角度から水を利用して営農し、気候変動をどのように乗り切っていくか、群馬県ではコンニャクに替わる作物として、トウキ栽培を進めていますが、昔から適地適作と言っております。最近は産地が移動しているという感じがするわけです。例えば、本庄、児玉あの辺の一体は非常にネギの産地としてやっていたわけですが、あまりの高温でネギ栽培ができなくなってきているというような話も聞いております。これらを念頭に入れて、産業課で、先進地で営農を見たり学んだりする機会を提供するべきだと考えますが、村長と産業課長の考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　加藤生議員さんの農産物の多品目化に備えての先進地視察と研修についてのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、本村においても地球温暖化の影響により、農作物の栽培適地が徐々に変動してきているように感じております。

また、昨今の農業を取り巻く環境は、農業生産資材価格の高止まりが続き、販売単価への価格転嫁も進まず、大変厳しいものとなっております。とりわけコンニャク農家におかれましては、価格低迷により安定した経営を行うため、作物の転換や複合経営も考えなければならないほど緊迫した状況になっております。このような状況下において、持続可能

な農業経営を行うには、気候の変化に応じた品種の選定や設備、新規作物の導入などの新たな取組が求められています。そのため、先進地視察や研修を行い、地域の特性に合った取組や見聞を広められる機会は必要であるものと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　産業課長。

〔産業課長　諸田　光君発言〕

○産業課長（諸田　光君）　続いて、ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほど、村長から答弁がありましたように、気候変動や昨今の国際的な環境の変化や物価上昇、エネルギー価格の高騰などの影響がいまだに続き、農業経営が大変厳しい状況になっており、また、コンニャク農家においては、コンニャクイモの価格低迷により危機的状況に陥っていると認識しております。このような状況下ですので、農作物の多品目化に備えて、先進地の営農を見たり学んだりすることは必要なことだと考えております。つきましては、各地域の農業者の代表が多く就かれている農業委員さんなどに意見を聞き、視察先や研修内容など協議していきたいと考えますのでよろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　村長、また産業課長から前向きな答弁をいただいたわけですけれども、なぜそういうふうに考えるかというと、かつて赤城西麓を推進事業としているときに、やはり各団地のそれぞれ４団地あったわけですけれども、それらの団地の中の指導者といいますか、その人たちにやっぱり先進地農業を見てもらいながら、赤城西麓事業を推進してきた経緯があります。それだけれども、もう赤城西麓事業そのものも終わってから大分たっているんで、そういった営農指導といいますか、そういうあれが役場のほうからちょっと離れていってしまったんで、あの頃はまだ県事業だったから県で推進費もつきましたし、いろいろついた中で、村で観光バス借りながら先進地行って水利用の仕方を学んで来たわけですけれども、今またコンニャク栽培を離れて水利用を考えた営農方針を考えていった場合、随分昔と違っていろいろ変わってきたと思います。

私はちょうどその頃見に行って、長野の川上村に行ったときに、トラクターで全部、ブームのついたトラクターに乗ってレタス畑を消毒していたのを印象深く見てきました。

それで、こちらに戻ったときに、赤城西麓の１区画の長さを150メーターとか200メーターとかそういう長いあれにしないでくれと。それ以上長いとコンニャクの消毒するときに、ホースを引かれるんによいじゃねえんだというような話を聞いたときに、いや、これから川上村と同じようにブームですぐ、そういうような形になって進んでいくよという話をしたことがございましたけれども、早晩それほど狂いなくたちまち、そういう時代が昭和にも来ました。

それから、これからだからどうやったら水をうまく利用した営農していくかということが一つのキーワードになろうかと思います。それは、気候変動が激しい中、やっぱりビニールハウスをうまく使って雨除けホウレンソウ一生懸命やってもらっているわけですけれども、ああいった栽培技術がこれからはやっぱり天然光というか自然にまかせたまんまではなく、こういった一つの努力をすることによって、かなり違ったものができていくのかななんていう感じるわけですけれども、ぜひその辺もやっぱり先進地を見てもらいながら、私よりもよほど営農に進んでいる人たちが見に行けばまた違った角度でいろいろなものが見たり考えたりできるんだろうなと考えたときに、ぜひ一つ実施していただきたいと思いますんで、これら今年の予算で間に合わなければ来年度の当初予算で上げていただくとか、間に合えば途中の予算を取っていただくなりして、ぜひ一時も早く若い人たちにやっぱり営農を見てもらい、いろいろな角度で希望を持って農業がしていただけるようになっていただきたいと思うわけですが、もう一度村長さんと課長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　加藤生議員さんの質問にお答えいたします。

本当に水はこの間も言いましたけれども、命というふうに私も考えております。これは、人間にとっての命でもありますし、作物にとっても命であるというふうに考えています。そういう意味では、赤城西麓については、本当に水を赤城高原の大地に水が来たということは、大きな転換ではないかなというふうに思っております。

先ほど言われましたように、先進地視察に関しましては、今まで本当にコロナ等でなかなか行けなかったものですから、海外も含めてやはり農家の方々が現地を見て、しっかり

とこの目で確かめて、今後の昭和村の農業どうしていくのかということをしっかりと考えていただけたらというふうに思います。

それで、やはり先ほど加藤生議員おっしゃいましたけれども、温暖化によって、確かに今、下仁田でもネギが実際思うように育たないということで、何か上毛かるたが変わっちゃうんじゃないかという感じがしますけれども、本当に今、昭和村で実は前橋のほうでもネギ作っている方いますけれども、非常にいいネギができるということをおっしゃっていました。ですから、品目もやはりコンニャク、かなり厳しい状況なんですけれども、ホウレンソウと複合するとかいろんな組合せがあると思うんですけれども、そういった中で、何とかこの場をしのいでいただいて、必ずまたコンニャクがいい時期が来るというふうに私も考えておりますし、昨日も農業委員会がありまして、その後交流会があって、農業委員の方々といろいろお話をしたんですけれども、本当に今の若い人たちはしっかりと考えています。ＧＰＳ局をはじめ、スマート農業に関してもいろんな知識を持っております。ですからそういった方々が、しっかり勉強していただいて、早く昭和村の農業がそういったスマート、先進的な農業ができるようにしていただきたいなというふうに考えています。

○議長（永井一行君）　産業課長。

〔産業課長　諸田　光君発言〕

○産業課長（諸田　光君）　ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほどの村長答弁にもあったんですけれども、私も温暖化の影響によって、適地が変わってきていると考えています。そこで水を使った農業経営はすごく効率的でもありますし、儲かる農業につながるんではないかと考えておりますので、農業委員さんも今月いっぱいで替わって、来月から新しい農業委員さんになりますので、旧農業委員さんの意見も聞いたり、新しい農業委員さんの意見を聞いて、栽培適地や何を作ったらいいのか、どこを研修したらいいのかということを相談して、研修会等実施していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　お二方から非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひ一つ村の基幹産業である農業が本当に活性化するように一つ汗をかきながら、村長共々汗をかき

ながら、一つ前に進めていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、３項目目の質問に入りたいと思います。

職員の働き方の改革ですか、在り方についてお伺いしたいと思います。

１週間での労働時間、週40時間は変えず、週休３日制を群馬県ではこの４月から実施されようとしています。この制度により、優秀な人材を確保したいというのが群馬県や大企業の狙いのようです。

さて、村ではこの制度をどのように捉えているのか、また実施される予定はあるのか伺いたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　加藤生議員さんの職員の働き方の在り方についてのご質問にお答えいたします。

まず、週休３日制についてですが、１週間の勤務時間である38時間45分は変えず、１日の勤務時間である７時間45分を残りの４日間に割り振るものとなります。これにより、１週間の出勤日を１日減らすことで柔軟な働き方を実現し、優秀な人材の確保や生産性向上、離職防止につながることを目的とする制度であります。国家公務員においては、令和５年の人事院勧告により、令和７年４月１日から施行できるよう準備を進めております。

群馬県においては、令和６年６月から試行的に取り組み、令和７年度より知事部局の全職員約4,100人を対象に本格導入することが決まりました。試行的に取り組んだ際の意見として、「忙しい時期には勤務時間を増やし、比較的業務量が少ないときには休暇を取得できた」や、時間外勤務の削減につながったなどの好意的な意見もあったそうですが、勤務時間帯がばらばらで勤怠管理が負担になるなどの意見も上がったとのことです。

その他県内の市町村でも取り組む自治体があるとのことですが、昭和村で実施する場合、窓口対応や住民サービスの質を落とさないためには、職員数の確保や勤務体系を管理する仕組みづくりが必要かと思われます。現在のところ、実施する予定はありませんが、職員からの要望が高まれば制度化する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　極めて受け身的な答弁であると私は思います。これは、時代の要請で、恐らく近々週休３日制というものが全国的に施行していくという形になろうかと思います。そこで、やっぱり総務課長と村長に考えていってもらいたいのは、こういうふうに新聞に出てくるということは時代がそっちのほうに動いているということなんで、いずれ３年なり５年なりした後、それが実施されるような形になろうかと私は思います。そういったときに、慌てるのではなく、今からこういうことじゃ週休３日制にするにはどうにしたらいいんだ、職員の採用は何年頃からこういう形に進めていかなくちゃなんねんかなとこういった人員的なものもあろうかと思います。昭和村の人口もどんどん減っていきます。だけれども、今言ったように職員の皆さんが質の高い勤務をしていただいて、質の高い人生を送ってもらうためには、やっぱりゆとりそういうものが必要かと思われます。ぜひ今からそれらを描いた中で、じゃいつ頃これこうに実施しているときにはこういう形でやっていかなくちゃなんないと、村長任期があるからあれだけれども、職員の人は定年まで任期がありますから、ゆっくり考えていただいて、自分たちのことなんだからよく考えていただいて、それらが実施するときに、慌てふためくのでなく、これは県の先生も教育委員会のほうももちろんこれが出てくると思いますけれども、どんどん私たちが望む形ではないほうに行くんでなく、やっぱりみんなが慌てずにみんなしていいような社会になっていくように、ぜひ今一つ大きな胸を開いてやっていただきたいと思います。

もう一度村長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　加藤生議員さんおっしゃいましたように、実際問題も国のほうでは実施されている、県のほうも始まるということですので、そう遠くない時期に週休３日制は実施しなければいけないという状況になろうかと思いますので、いきなりスタートするという形は考えづらいので、段々に週休３日制にもっていっても問題のないようなシフトづくりとかもろもろありますので、その辺は総務課のほうでしっかりと考えていただいて進めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　加藤生君。

〔１０番　加藤　生君発言〕

○１０番（加藤　生君）　私が勤めていたときは、週休２日制でなく、週休１日あとは土曜日は半ドンという形で、楽しい土曜日があったわけですが、今思うと半ドンのあったのもなつかしいし楽しかったなと思うわけですけれども、ぜひ一つ週休３日制という形の中に移行していっても、ぜひ村民へのサービスの質は落とさないで、職員の皆さんの生活を向上しながらぜひやっていただけたらと思っております。それで今、村長が言ったようにいずれそういう時代が来ると思いますんで、ぜひ皆さんで全庁的に、窓口だけでなく自分たちの仕事は休めるけど、こういう仕事は休めねえよなあ、この仕事はこれだけの人数がいねえと回んねえやなというような形の中でいろいろ考えていただいた中で、豊かな人生を送っていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

大変ありがとうございました。

○議長（永井一行君）　次に、５番議員、林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　さきの通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

昭和村の基幹産業は農業であり、その中でもコンニャクは全国一の生産量を誇る重要な作物です。しかし、現在は生玉価格の大暴落により農家が経営継続の岐路に立たされています。価格低迷によって、収益が悪化し、再生産を続けるか他の作物に転換するか、農業をやめるかといった深刻な選択を迫られています。実際にトウモロコシやネギ、エダマメやヤツオなどに一部転換している農家も出てきました。

そのような現状打破のため、コンニャク農家の若者たちが立ち上がりました。コンニャク粉の需給バランスを整えるために、消費拡大を目指し、しらたきサラダ消費拡大大作戦を推進中です。これは、新たな需給喚起を目的とした消費拡大の取組であり、今後の展開次第で持続可能に影響を与える可能性があると思います。

ここで、次の３項目についてお伺いいたします。

①コンニャク農家の経営安定化に向けた村の支援策について。現状の価格低迷を受けて村として農家の経営政策を検討していますか。例えば、価格補塡や経営継続支援、他作物

への転換への補助などの施策は考えられますか。

②しらたきサラダ消費拡大大作戦への村の関与について。このキャンペーンの意義をどのように評価していますか。村としてキャンペーンを支援、後押しする考えはありますか。

③コンニャク産業の持続可能性を確保するための長期的な戦略について。コンニャク生産の振興のために村として中長期的なビジョンや県や国との連携、海外輸出支援、新たな商品開発支援などを検討していますか。

以上、村長の答弁をお願いいたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　林勝美議員さんのコンニャク生産の現状や今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

①のコンニャク農家の経営安定化に向けた村の支援策についてですが、コンニャクの価格低迷により、コンニャク農家は大変危機的な状況であると認識しておりますが、村単独での価格補償は難しいと考えております。しかし、安定した経営が行えるよう、複合経営への転換を含め、国や県の補助事業を活用し支援していきたいと思います。

次に、②のしらたきサラダ消費拡大大作戦への村の関与についてですが、このキャンペーンは、コンニャク粉の消費を拡大するため、コンニャク研究会が中心となって行っており、大変すばらしい取組だと思っております。

村としては、今年の１月29日に開催された群馬県スローフード協会主催のみどりの食料システム戦略セミナーにおいて、私がコンニャクの生産者とともに参加し、コンニャクの消費をお願いするとともに、参加者全員にしらたきとドレッシングを配布し、消費拡大のＰＲをしてまいりました。

今後も村として積極的にＰＲを行い、推進していきたいと考えております。

次に③のコンニャク産業の持続可能性を確保するための長期的な戦略についてですが、コンニャク価格につきましては、早期回復は難しいものと考えておりますが、なるべく早く回復できるようコンニャクの消費拡大ＰＲを積極的に推進してまいりたいと思います。

また、コンニャク農家に対し、複合経営への転換も含め、国や県補助事業を活用し、安定した農業経営ができるよう支援を行うとともに、国や県など関係機関と連携し、海外輸

出や新たな商品開発などに協力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　次に、５番議員、林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　ありがとうございます。

ただいまの答弁ですけれども、①のコンニャク農家への支援ということですけれども、予算もあろうかと思いますので、少しぐらいコンニャク農家に価格補塡なり補助を出してもいかがなものかという声もあります。しかしながら、気持ちの問題だという意見もあります。引き続き、コンニャク農家に対して支援策を考えてもらいたいと思いますけれども、①のことは、これであれしますけれども、②のコンニャク、しらたきの問題でちょっとまたお話をさせていただきますけれども。

実は、私、追分のあるおじいさんからコンニャクが安いと言うけど、１反歩幾らぐらいの赤字だい、調べてくんねえかいと言われました。そんな中でコンニャクを実際にやっている糸井の若い生産者に聞いたところ、相当１反歩マイナスが出るんだよ、と。それである人を紹介していただきました。利根沼田農業コンニャク研究会の方に。その人は、ものすごくいろいろ勉強していまして、いろんなデータも持っておりました。その人が私のところにいろんな情報を寄せてくれまして、１反歩幾らぐらい赤字になる、今まで、コンニャク生産をしていて、その生産者たちは、自分のことでなく、よそから遠くから価格のことを見ていたんだと、それにふんぞり返ってやじを飛ばしてたような感じがしたんで、これは立ち上がらなくちゃなんないなということで、いろいろ研究した結果、コンニャクをちょっと余計に使うしらたき、しらたきを使った、しらたきサラダを推進していこうということで、考えてきたわけですね。群馬県は、生産は一番なんですけれども、消費に対する家計出費というのは低いんです、とても。それではとても消費拡大にはなんないということで、しらたきサラダを推進していこうということになりました。群馬県の世帯数の２割の人が、年間を通して約4,000円を消費していただくと、６億4,000万円ぐらいの経済効果がある。しらたきサラダは年間を通して食べられるんだということで、これをどんどん拡大していけば、相当の経済効果になるんだと。すぐには解決しないと思うんですけれども、消費拡大が２割いけば、粉の消費というか粉の在庫量もはけて、需給バランスが改善

するんではないかということで、今、一生懸命あちこちいろんな方面に働きかけて消費拡大のキャンペーンをしているわけです。

私の知り合いの白沢のリンゴ屋の息子で、ティックトッカー、ユーチューバーで世界的に有名なバヤシという人がいるんですけれども、その人は料理に特化した動画を配信して、相当のフォロワー数を持っておりました。現在もやっておりますけれども、その人に相談した結果、本当に自分のことのように共感していただいて、本当に格安でその動画を、しらたきを使った動画を現在アップして、世界中の人が見ているということでございます。

そんな中で、こういうキャンペーンを今、やっておりますけれども、もう一度村長にお伺いしますけれども、このキャンペーンについて今後どのように村として関わっていくのか、応援していくのかというのをもう一度お願いいたします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　林議員にお答えいたします。

先ほどの補助金に関しましては、以前からお話ししてまいりますように所得補償の環境を何とかやっていきたいなというふうに考えております。単にばらまきだけするというのでは本当に意味がないんで、やはり気持ちの問題もあるでしょうけれども、何とか生産者の方が、本当に粉が売れて、消費拡大されて普通の姿といいますか、本当の流通の姿に戻らないとどうにもならないと思いますので、その点１点お話しさせてもらいます。

それと、しらたきキャンペーンにつきましては、関会長のほうからもいろいろとお話は聞いております。実際先ほど言いましたように、前橋のほうでも皆様に配布したり、非常に喜ばれているんですけれど。ともかくしらたきをうまく使っていただいて、昭和村がまずは給食センターのほうで週１回でも月１回でもいいですから、しらたきサラダを使ってくれということで、所長のほうにはお話しに伺いました。ですから、地元からまずは使っていただくということが大事じゃないかなというふうに考えています。

それと、横浜からこの間ちょっとお話がありまして、横浜の小学生の給食は19万食あります。その関係で連絡をしまして、先日、北毛久呂保の兵藤社長とも話したんですけれども、実際どのくらい19万食ってコンニャク使うんですかと言ったら６トン使うそうです。ですから、仮に横浜市の学校給食は、月１回使っただけでも６トンのコンニャクが消費さ

れるという形になりますので、何とかつなげていただくように、また横浜市のほうにも強く要望していきたいというふうに考えています。昭和村としてもしらたきサラダに関しては大変興味を持っていますので、いろんな面でＰＲできるところは企画含めてＰＲしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（永井一行君）　林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　ありがとうございます。

３月２日に、星野寛、それから金井康夫両県議の報告会がありまして行ってきまして、その第２部で参議院議員の山田宏議員の講演を聞きまして。とても感動してきたんですけれども、最後に私もしらたきサラダを応援するよということで、東京に帰ってすぐワタミという会社皆さんご存じだと思いますけれども、ワタミの社長にその話をしたら、それはしらたきを使って考えるよと、快諾をいただいたという報告がありましたので、皆さんにお知らせしておきます。

それからもう一つ報告ですけれども、沼田市、みなかみ町、川場村、昭和村の職員の方にしらたきとドレッシングのサンプルをお配りしまして、３種類のドレッシング、青じそ、焙煎ごま、シーザーサラダ、これを試していただいて、どのドレッシングが合うかということで、アンケートを取って、その結果が出ています。どの市町村も一番多かったのが青じそ、次が焙煎ごま、それで最後がシーザーサラダ、そういうことで結果が出ましたけれども、その中にはいろんなお勧めのドレッシングなり調理方法なり、またアドバイス、こうにしたらおいしいよというのがいっぱい答えで出ています。これはあえてそんなにちょっと時間がかかるので、一つ一つは報告しませんけれども、こんなことでどんどんこの大作戦は広まっておりますので、村としてもぜひ応援をしていただきたいと思います。

これでコンニャクのことに関しては、以上で終わります。

次の質問に移ります。

昭和村と吉本興業ホールディングス株式会社は、地域振興や観光促進における連携強化を目的とした包括連携協定を結ぶこととなり、2022年８月10日に昭和村公民館にて締結式が行われました。この協定を通じて、さらに昭和村の地域活性化や観光振興などを進める

ことが期待されます。

具体的な質問に移ります。

①昭和村が吉本興業と包括連携協定を締結した目的とその狙いについて改めてお聞かせください。

②これまでに協定を生かした具体的な取組や成果があれば、どのようなものかを教えてください。

③村として、今後どのような形で吉本興業との連携を進めていく計画があるのか、特に村の基幹産業である農業や観光振興との連携はどのように考えていますか。

④協定をより有効に活用するために、村として新たに取り組むべき課題や改善点があれば教えてください。

村長、答弁を求めます。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　林勝美議員さんの吉本興業との包括連携協定についてのご質問にお答えいたします。

最初に、吉本興業と包括連携協定を締結した目的とその狙いについてですが、協定書の連携事項は、地域の活性化、健康福祉の向上、教育と子育ての融合、住民活動の推進、特産品の開発など、村民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的としています。

そして、これまでの取組や成果ですが、夏と冬に公民館で年２回開催しているお笑いライブや昭和の秋まつりでのお笑いライブ、また中学１年生を対象に芸人さんを講師に招いて行うお笑いワークショップやウインターフェスティバルでの司会など様々な場面において活躍していただいております。

また、吉本興業本社で開催される月例の交流会へ出店して、大勢の社員に対し、村の特産であるコンニャク料理や季節の野菜などをふるまい、「やさい王国」昭和村をＰＲしております。加えて村特産のホウレンソウを使ったコラボ商品「よしもとカレー」を開発して道の駅やよしもとエンタメショップ等で販売するなど互いに連携を図っております。

続いて、今後どのような形で吉本興業との連携を進めていくか、いく計画があるのか、また、農業や観光振興との連携についてですが、協定締結から２年半ですので、現状の連

携を維持しながらも少しずつ吉本興業との関係を深めてまいりたいと考えております。

最後の質問の村として新たに取り組むべき課題や改善点ですが、お笑いライブでは回を重ねるごとに観客も増え、特に先月２月22日に開催したお笑いライブでは、応募開始から１週間ほどで満席になるなど関心が高まっていると実感しており、引き続き村民の皆様に笑いを届けていきたいと考えております。

また、さくらまつりやマラソン大会などのイベントに芸人さんを招待して会場を盛り上げていただくとともに、芸人さんのインスタグラムへの投稿などにより、村のＰＲにつながることを期待しております。

そして、村民有志で結成する昭和吉本会の皆様にも、引き続きご協力をいただきながら村民サービスの向上と昭和村の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　ありがとうございます。

私も２月22日のお笑いライブ、見させてもらいました。非常に小さい子供たちに人気があって、家族連れで満席、ステージ前に３列ぐらいイスを出して大盛況だったと思います。そんな中、ちょっと担当の企画課長にお願いしたいんですけれども、昭和吉本会というのは、どんな組織なのか、ただいま昭和村の有志がということなんですけれども、もう少し具体的にどのような方が何人ぐらいで組織しているのかというのをお願いいたします。

○議長（永井一行君）　企画課長。

〔企画課長　加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君）　それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

昭和吉本会というのは、おおむね50人ぐらいのメンバーで今運営をしております。まず吉本興業との交流を深めるために組織した会でございます。何をするかと言いますと、ライブを中心とした活動をしております。また、いろんなボランティアの方にもお手伝いいただいて、当日食事を作っていただいたりとか、そういうこともお願いで協力をしていただいています。このような形の中で、村との交流、また吉本の交流を深めていくために進めていく会だということで認識をしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　ありがとうございます。

ぜひ、お笑いライブの開催のときにはいろいろお骨折りをいただくということで、50人の組織ということですけれども、また引き続きよろしくお願いいたします。

それから、吉本興業の本社で月例で交流会をしているんですけれども、加藤エンジニアの加藤将之さんが中心となって、毎月行っておりますが、先月は、先ほどのコンニャクの話に戻っちゃうんですけれども、コンニャク、しらたきのキャンペーンをしていただいたということで、大分成果が出たというようなことを聞いておりますけれども、その吉本興業の月例の交流会、それを毎月行っているんですけれども、そのときにかかる費用とかそういうのはどのようになっているんでしょうか。

課長、お願いします。

○議長（永井一行君）　企画課長。

〔企画課長　加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君）　それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、この経費につきましては、吉本会発足当初は、加藤エンジニアの経費の中で進めてきた経緯がございました。正式にこの吉本会というものが組織できたところから村の補助金を投入をしまして、この吉本会を中心に活動をするということで動いております。この村の補助金が交付になった年からこの交流会の経費につきましては、この補助金の中で運営をする形になっております。

以上です。

○議長（永井一行君）　林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　その交流会に行って来た人が、私に言うんですけれども、１日かけて村のＰＲをしてきたんだと。夜遅くなって帰ってきて、ミヨシで夕飯を食べて、帰ってくるんだということで、その人たちに少し日当なり夕飯代なりというのは出るんでしょうか。

○議長（永井一行君）　企画課長。

〔企画課長　加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君）　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

今現時点では、食事代、日当等は支給をしておりません。今まで続けてもう２年程度になっているんですが、ほぼ職員の方にも休暇を取ってきていただいて、ずっともう本当に無報酬で行っていただいた経緯もありまして、それがずっと続いておりました。ただ、段々吉本会ということの活動の中で、重要性を帯びてきたことから、また来年度またそういうご意見もいろいろいただきましたので、日当等を出す、食事代程度のことは出していかなきゃいけないかなということで、ただいま検討しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（永井一行君）　林勝美君。

〔５番　林　勝美君発言〕

○５番（林　勝美君）　ぜひそういう方向でお願いいたします。

吉本興業との連携協定、さらに発展するよう、そして昭和村がよりよい方向に、それこそ笑顔が絶えない昭和村に来ていただきたいと思います。

質問があっち飛んだり、こっちに飛んだりしてお聞き苦しかったと思いますけれども、以上を持ちまして、私の一般質問の終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君）　お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

暫時休憩といたします。

３時40分に再開しますのでよろしくお願いいたします。

午後　３時２３分休憩

午後　３時４０分再開

○議長（永井一行君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　さきの通告どおり、一般質問をさせていただきます。

道路の補修や整備に対する予算を今まで以上に配分していただきたいというお願いです。

道路は、毎日休みなく使われています。トラクターなどの大型車も頻繁に通るため、補修や整備が間に合わずどんどん傷ついています。４年前にも質問させていただいた経緯はありますが、定例会時の請願、陳情の多くは道路関係であり、地域の皆さんからの切実なお願いです。委員会で審査を経て、本会議で採択されているにもかかわらず、着手していない案件はどのくらいあるでしょうか。

実施の順番については、緊急性や危険性、公共性等を考慮して判断していることと思いますが、請願箇所がいつまでたっても手つかずでいるこの状況は地域の皆さんからの不信感を抱かれかねません。なぜ放置しているのか、いつ着手していただけるのか、具体的な答弁をお願いします。

また、村で認定道路としている道は全て舗装してほしいという希望もあります。村民のため、村に来てくれる人のため、道路整備をすることはとても大切なことだと思います。安心・安全な村づくりは整った道路からではないでしょうか。また、「やさい王国」昭和村の農家を道路整備の角度から応援してください。

村長、答弁お願いします。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　沢浦典子議員さんの道路の補修や整備に今まで以上に予算をのご質問にお答えいたします。

初めに、議会において、採択された請願や陳情でまだ着手していない案件はどのくらいあるかとのことですが、平成26年度から令和５年度までの10年間でみますと、建設課関連の案件で採択されたものが52件、うち実施済み、一部実施済み、実施中のものを併せますと37件となり、未着手につきましては、15件となっております。実施率は71％で決して高い数値ではありませんが、未着手15件のうち11件は、令和４年度と５年度に採択されたものであり、この２年分を除いた平成26年度から令和３年度までの８年間の実施率は90％となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、未着手のものについて、いつ着手するかとのことですが、沢浦議員さんがおっしゃいましたように緊急性や危険性、公共性等を考慮して判断していきたいと考えておりま

すが、財政状況等によっても着手の時期が左右されますので、明らかな時期をお知らせできない状況であります。今議会において上程しております建設課関連の予算につきましても、請願６箇所の村道工事を計上させていただいております。村としましても限られた財源の中で様々な事業を行っていく必要がありますので、全てを一遍に着手することはできませんが、着実に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　これからも、請願とか陳情の多くは建設関係だと思います。例えば先ほどの答弁で２年間で11件残っているというのがちょっと多いのか少ないのか分からないのですが、道路というのは本当に毎日使っていて今、最近では大型ダンプだとかそういったよその地区からよその地区に行くのに昭和村を通っていくみたいなこともあって、とにかく道路は傷む速度が速いと思います。負の貯金をどんどん貯めないで、とりあえず今関わっていることは早く片づけてほしいという願いはあります。

ぜひ、道路整備に力を入れてください。埼玉で起きた陥没のあの事故とかも本当に人ごとではなくて、そして昭和村でも何年か前に大雨で災害を受けました。地元の人が気がついているということは、例えば村の人が建設課が歩いて気がつかなかったことも危険をいち早く感じたり、あと地元の人が不便さを感じて、そして出してもらっているのが請願だと思います。その請願は委員会で審査をして、そしてまた本会議で採択されたものです。できるだけ最優先にはしていただくわけにはいかないでしょうか。

村長、どうですか。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　ただいまの質問については、建設課長から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君）　ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

なるべく採択されたものについては、優先してやりたいと思っておりますけれども、条

件がやるのにそぐわない場所につきましては、その条件がそろってからじゃないとなかなかできないこともありますので、その辺も配慮しまして、そのほか請願で出てきてない箇所についても、広域的な場所についてはどこの地区が出してくるというのがございません。やはり危険なところは優先してやるべきだと思っておりますので、その辺も配慮しながら優先を決めていきたいと思いますがよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　地域の人から、本当に村を頼って出す請願なので、なるべく採択されたものに限っても、ほかのものでもやっていただきたいと思います。昭和村は東京からおよそ120キロで、昭和インター、そして後は、日本で最も美しい村連合に加入している昭和村です。だから、村の人の安全とかももちろんですが、よそから来た人がここが日本一美しい村連合に加入している昭和村なのに道路がおかしいなとか、何かそういったことはちょっととても悲しいことなので、地元の人のためにも、よそから来る人のためにも、安心安全な道路整備をしていただきたいと思います。

そして、「やさい王国」昭和村は、本当にトラクターも大きいのが通るので、そういった道路整備の角度から、農家の人たちを応援していただきたいと思いますが、村長、どうお考えですか。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　沢浦議員がおっしゃるように、農家のほうもトラクターも大型化していますので、道のほうも大分まだ狭いというところも多々あろうかと思います。

また、大型のダンプも結構頻繁に走っておりますので、道路の損傷というのは十分承知しております。とりあえずは補修をしている箇所もあるかと思うんですが、やはりいろんな面で、補助金がつかないとできないというところもありますので、補助金がつき次第、順次、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　本当に何をするんでもお金がかかるし、いろんなものを切り詰

めたり、いろんなことも大変なことだと思うんですけれども、本当に道路というのは大切だなと思うので、ぜひお願いしたいんですが、例えば同じ整備の中でも白線を引くのに、以前建設課長からもう年間で引く、例えば白線の距離というのはもう決まっていると言われたことがあると思うんですが、それはこの村で決めたことであるのか、例えば、うちぐらいの規模の村だったら年間にはこれぐらいしか白線が引けないのか、白線自体も本当に歩く人、車を運転する人にとって、とても大事なことなので、そういったほうの整備のこともちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（永井一行君）　建設課長。

〔建設課長　諸田光明君発言〕

○建設課長（諸田光明君）　ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

年間、やる距離が決まっていると私はちょっと言った覚えはないんですが、予算のほうで、昨年度から大幅に1,000万円追加しまして、今までプラス1,000万円分の白線、ラインですか、の工事は実施しておるところでございます。７年度につきましても、今回の予算のほうには計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それともう１点、すみません、先ほどの関係になりますが、11件が多いのか少ないか、４年度、５年度、申し訳ありません、４年度、５年度で建設課関連で採択されたものが11件でありまして、４年度、５年度についてはまだ未着手ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　昭和村に関係しているいろいろな人のために、安心安全の道路整備をお願いして、次の質問に移ります。

村の各地域に伝わっている伝統を守り、人々の交流、つながりがなくならないような取組を行っていただきたい。コロナ禍後、バレーボール大会、ピンポンフェスティバル大会、インディアカ大会などが復活しましたが、村民運動会の復活はどうでしょうか。運動会は子供から大人まで楽しむことができました。小さい村ならではの交流ができ、笑い合ったり悔しがったりと楽しい思い出をたくさんつくることができました。地区対抗をなくしたり、規模を縮小したりしてできないものかと思います。

また、森下、川額に伝わるまんどう、各地区のおみこしは後世に残したいとても大事な伝統です。継承している人も少なくなっている今こそ考えてもらいたい、昭和音頭もみんなが知っていてほしい、二十歳を祝う会の名簿の裏表紙に昭和音頭と昭和の四季が載っていましたけれども、二十歳を迎えた皆さんはそれらを知らないのではないでしょうか。子供が少なくなり、人口も少なくなっても伝えたいもの、受け継いでもらいたいものがあると思います。ほっておくとなくなってしまうものはなくしてはいけないのではないでしょうか。時代は変わっていくので、昔のようにはいかないけれど、子供から大人まで楽しめる新しい村づくりをお願いしたいと思います。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　沢浦典子議員さんの人々の集まれる取組についてのご質問にお答えいたします。

村の各地域に伝わっている伝統を守り、人々の交流、つながりがなくならないような取組を行っていただきたいとのご質問ですが、村民運動会については、コロナ禍明けより実施すべく、地域の負担にならないようスポーツ推進委員が協議内容を見直し、また、運動会に参加しやすい仕掛けも考えた上で、令和５年度の区長会に開催の可否を諮りましたが、運動会の開催について、反対の地区が大変多かったことから再開を断念しております。同じように、近隣の片品村、川場村、みなかみ町でも運動会はなくなり、運動会のような地区の人々が集まれる行事は開催できず、家族単位やチーム単位で参加する行事を始めており、昭和村でもスポーツ推進委員が中心となり、モルックなど新しいスポーツの普及を推進しております。子供から大人まで楽しめる新しい村づくりを実現していくために、村民のコミュニティの活性化は、大変重要と考えておりますが、従来の地区主体ではなく、個人、家族、お仲間等で参加でき、村民が楽しく交わり、より顔見知りになっていけるような企画をスポーツ協会の方やスポーツ推進員の方々と検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、森下、川額に伝わるまんどうや各地区のおみこし、昭和音頭は後世に残したいとても大事な伝統文化です。各地区の祭りは、後世に継承していけるよう地区の方に働きかけていきたいと考えております。

昭和音頭については、南小放課後子ども教室でボランティアの方の御協力をいただき教えていただいております。このように各小学校の子ども教室で昭和音頭を教え、周知を図ることで、「昭和村で育った子供たちは、全員が昭和音頭を知っている」となるよう、さらなる働きかけも行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　運動会では、子供だけではなく、大人もみんなで楽しめました。今、核家族化が進行していて、子育ての環境が変化しているからこそ、昔のようなみんなで集まれるようなそんなつながりが必要ではないかなと思います。なかなか昔のように、とにかく同じことは続けることはもちろんできないんですが、何かそれに替わるようなものができないでしょうか。

森下と川額では、昨年度とその前の年に、またまんどうを立ち上げました。そうしたらそのときには、子供が来れば親が来る、孫がいれば年寄りも来る、本当にたった１日の夕方からの行事でしたが、ああ、これがこの都会ではないこの小さい村のいいところなんだなと思いました。それが例えば運動会がなくなっただけで、そういったつながりがなくなるというのもすごく寂しいことなので、本当にそれに替わったものをつくってほしいなと思います。

例えば、秋まつりはとても盛大で、よそからもう大勢の人が来てくれますけれども、例えばそれの第２部として、森下、川額のまんどうを広めるとか、例えば４月に行われるさくらまつりとかにちょっとみこしを取り入れてみるとか、何かそういったイベントの計画があれば教えてほしいというのが今、ちょっと半分以上提案なんですけれども、そんなことはどうでしょうか。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　では、企画課長のほうから答えさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君）　企画課長。

〔企画課長　加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君）　すみません、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

確かにさくらまつり、秋まつりにつきましては、事務局が企画課になりますが、さくらまつりにつきましても、実行委員会というものがございますので、そちらのほうにまんどうとなりますと今度森下なり川額なり貝野瀬、糸井等がございますので、つっかけまんどうとなりますと、結構まんどう作るのにもかなり時間を費やして９月の後半から10月にかけて行っている経緯もありますので、またその壊れ具合というか、またその時期に間に合うようであればまた実行委員会にうちの担当課、会議にも出ていますので、話をしてみていただくようなことはお願いしようかと思いますが、ちょっとこちらとしてもお願いをしていくような形を取らざるを得なくなりますので、よろしくお願いします。

ちょっとすみません、以上です。

○議長（永井一行君）　沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　一昨年した、森下のまんどうもつっかけてないので、多分、作らなくても物はあると思います。一応情報までなんですけれども。

それで、昭和村はどこよりも子育てしやすい村を目指しているんですけれども、いろいろな報告書とか見ると、とにかく補助金を出すとか何とかするとかそういった支援、だから子供を育てるのにはもちろんそういった補助金だとか支援も必要だとは思うんですけれども、補助金だけではなく、何となく環境とか心を育ててあげたいというのが、都会ではできないこの村の役目だなとそういうことを思います。そう思いませんか、村長。

○議長（永井一行君）　村長。

〔村長　髙橋幸一郎君発言〕

○村長（髙橋幸一郎君）　沢浦典子議員にお答えしますが、確かに心を育てるということは非常に大事だというふうに私も思います。うちの地区でもなんまいだをずっと続けているんですが、やっぱり子供たちも一生懸命やっていまして、本当に小学校１年生が、今、小学校６年生が頭でやっているんですけれども、奉加を貰って、それを分けてそういったことが続くということは本当にすばらしいなと思います。

ただ、昭和村ちょっとまだ足らないと思うのは、私は川場まつりにも去年ちょっと参加

させてもらったんですが、川場まつりの方はみこしも全部１か所に集まるんですね。ですから、昭和村の場合は各地区でみんなやっているんですけれども、やはり夏まつりであればみこしが１か所に集まってやるとか、まだうちのほうも山車も残っているんですね、実は。吹張はですね。糸井地区のほうには６か所、多分山車が残っていると思うんですが。そういったものもやっぱりもしあれならば、復元できるものは復元して、飾っておくだけでも取り合えずはいいんですけれども、そういった形で夏まつりでみこしとか山車とか、あとさっき言ったつっかけまんどう、含めてそういったものが全部集まってやればすごいいいお祭りになるんじゃないかなと思います。これは各種団体の方々にご協力がないとできないんですけれども、そういったような形で、小さい子からお年寄りまで集まれるようなものをつくっていくことは大事なことだと思います。

○議長（永井一行君）　11番議員、沢浦典子君。

〔１１番　沢浦典子君発言〕

○１１番（沢浦典子君）　群馬県だったら上毛かるたも群馬県民がもう何でも言える、昭和村に住んでいるんだったらもう昭和音頭が本当に踊れる、本当にこの答弁にもありましたけれども、誰しもが昭和音頭を踊れる、ちょっと口ずさむ、本当に今、老人会長なさっている島田さんがつくってくれたのは、それはただ裏表紙の印刷だけではなく、何とかだけではなく、みんなで本当に使ってもらって、歌ってもらって、踊ってもらうのが本当に生きている昭和音頭だなと思います。南小も昔は運動会の後に、子供と一緒に父兄も入って全部踊ったんですけれども、このところちょっと教える人がいなくて、ちょっと今昭和音頭は教えては多分いないと思うんですけれども、これからもいろいろボランティアを募って、そういうこともいろいろしていけたらなと思っています。

とにかく子供のため、子供だけじゃなくて私たちも楽しみたいので、子供のためと私たち大人、とにかく昭和村民がまた昔のように楽しく笑いながらみんなとつながりを持てるようなそんなイベントを考えていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（永井一行君）　これにて、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は５日午前９時30分に開きますから、ご参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　４時０５分散会